

れ始まつておりますが、就職差別をなくするよう
にどう努力をしていらっしゃるのか。これは
ベトナム難民のみに限りません。在日朝鮮人も全
部含みますが、要するに、外国人の就職差別が非
常に問題になっていますが、これを解決するため
にどう努力をされていますか。

○野見山説明員 職業安定法におきましては、職
業指導、職業紹介におきまして国籍による差別を
行つてはならないという大原則がございまして、
私も職業安定に関する第一線機関におきまして
は、国籍による差別を行わないように職業紹介そ
の他事業主に対する指導等を行つておりまして、
この方針につきましては、インドシナ難民の場合
も同様な原則に基づいて実施いたしておるところ
でございます。

○前川委員 結構なためでございますが、こ
こに毎日新聞が行つたアンケートが出ておりま
す。このアンケートによりますと、これは昭和五
十六年二月二日の新聞に出ておりますが、ベトナム
難民の就職先を追跡調査した。そうすると、圧
倒的多数が零細企業である。零細企業でしか採用
されていないという結果が出ています。その雇用
主の難民を雇つた動機を聞きますと、人道的な立
場からというのが半分ありますが、これはたてま
えはそうすけれども、あとの半分は人手不足か
らというのが理由です。もつと極端に言いますと、
できるだけ安く雇いたいという本音がちらちらし
ているわけです。

私の知人のある海運会社の人ですが、船員をア
フリカの人間を雇うと月に二万円ぐらいで雇える
と言つた人がおりましたが、低賃金で雇うために
難民を利用する、こういうことがあつてはいけな
いと思う。しかし、現実にはほとんどが零細企業
しか就職していません。これをもつと平等に、大
企業へも就職できるように具体的にどういう指導
をしておられますか。現実に出ているのは零細企
業がほとんどすけれども、どうされていますか。
たとえば職安の窓口なんかでどういうふうに指導
されていますか。

○野見山説明員 難民の就職につきましては、先
生御承知のとおり日本語の問題、それから雇用慣
行、それからインドシナにおける産業事情と日本
の雇用事情、技術の違い、その他むずかしい問題
がございまして、私どもの方針といたしまして、
これらの難民の方々の就職ごあつせんの場合は、
事業主自身が親身になつて技能の向上、あるいは
家族も含めて日本に適應できるようにするという
方針で雇入れをお願いしております。このよう
す。必ずしも大企業、労働条件が高ければいいと
いうことよりも、むしろ日本への適應を容易にし
ていくという観点で事業主に対するあつせんを行つて
おるわけでございまして、あくまで本人の適性と
能力に合うような就職先をあつせんするというの
が適当だということに考えております。

現実には、すでに定住センターを出まして就職し
ている方々、五月三十一日現在で二百五十三名で
ございますが、そのうち六人以上の規模の企業に
就職しているのが九十一人でございまして、求人
につきましても五人未満の求人が多うございま
すが、実際に就職させておりますのは三十人以上の
企業の場合が六四%、二百五十三人のうち百六十
二人になつてございます。

○前川委員 これは後ほど質問いたしますが、難
民という非常に狭い概念になりますね。一種の
政治亡命者、意識の高い層であると思いますが、
恐らく本国ではかなり地位の高い職業についてい
た人が多いと思います。避難民じゃなくて難民と
なつた場合は、ですから、かなり能力を持った人
だと思ひますので、やはりそれにふさわしい職を
あつせんするような努力を私ほうんとしたいだ
きたい。

三十人以上という、これは小企業でしょうね。
やはり中企業、大企業の方へも振り向けていくよ
うな、能力に応じて受け入れるような努力をもつ
ていただかないと、現実には零細企業ばかり
になつてしまふ。賃金が非常に低い。同じ零細企
業の中でも、日本人とは格差がついているのじゃ
ないだろうか。もしそういうことがあれば、これ

は日本に対する悪い印象しか受けませんので、そ
ういふ点、もう少し実効のある指導をしていただ
きたいと思ひますが、いかがですか。

○野見山説明員 日本に定住する難民につきま
して、向こうでの社会的地位に近い職をお世話した
らどうかという御指摘でございしますが、先ほど申
上げましたように、インドシナにおける産業事
情なり労働事情が日本とおのずと状況が違ふとい
うことでございまして、私どもといたしましては、
難民の適性なり能力に合った職業を結びつけるこ
とに最大の努力をいたしたいというふうに考えて
おりますが、必ずしも向こうでの社会的地位に直
ちに見合う職に結びつき得るかどうかが、むずかし
い問題があるかと思ひますが、いづれにいたしま
しても、私どもは、インドシナ難民が日本に定住
し職業の安定が得られるように、さらに努力をし
てまいりたいと考えております。

なお、先ほど労働条件が劣悪との御指摘がござ
いしましたが、主な職種につきまして就職賃金の状
況を見てまいりますと、わが国における初任給賃
金に比べまして、たとえば機械工の場合は十七歳
の方が約九万円、それから三十五、六歳になりま
すと十四、五万円というところでございまして、統
計調査によります勤続一年程度の人たちの賃金が
九万円等でございまして、私どもとしては、事業
主に対して能力に合った適正な求人賃金、労働条
件が確保できるように、引き続き努力をしてまい
りたいと考えております。

○前川委員 いまお答えになつたように、どうぞ
実効が上がるようになさつていただきたいと思ひ
ます。

それじゃ建設省にお伺ひしますが、今度の改正
案では入国条件が大きく緩和されまして、「独立の
生計を営むに足る資産又は技能を有すること。」
の条件を必要としないということになりました。
言いかえれば裸一貫の人を受け入れる、こうなつ
たわけですね。そうなりますと、衣食住、いろいろ
ありますが、特に住の問題はやはり一番深刻な
問題になると私は思ひます。木賃アパートでも非

常に高いですね。そう高い収入は期待できないの
で、家賃だけが日本の場合非常に高いということ
で、きめんにぶつかる問題です。

そこで、建設省としては、この難民受け入れの
ための住宅政策として何を考えていらっしゃるの
か。たとえば公営住宅の場合では、一定の割合は
心身障害者に割り振るとかあるいは母子家庭に割
り振るとか、そういうことをいろいろやっていら
っしゃいますね。同じようなことをやはり受け入
れた難民にも考えなければいけないのではないだ
ろうか、これは大変深刻な問題になるのではない
でしょうかと思ひますが、建設省のお考えを承りた
いと思ひます。

○北島説明員 お答えいたします。

住宅政策としまして、公営住宅をいろいろ供給
しておるわけでございまして、いろいろございま
すけれども、公営住宅に一応しほりましてまずお
答えしたいと思ひます。

公営住宅につきましては、すでに昭和五十年か
ら、それまでは公営住宅法は日本人だけを対象と
してゐたということで、外国人の方々の入居を排
除しておつたわけでございまして、法律解釈等を
変えまして、外国人を禁ずる趣旨ではないという
ことで、地方公共団体の裁量によつて入れてもい
いというところで運用してきております。

さらに五十五年、昨年でございしますが、その通
達をさらに一歩進めまして、永住許可等を受けた
者については全面的に開放するようにということ
で、その地域の住宅事情なり入居を希望する外国
人の事情等を勘案して、その他の外国人、すなわ
ち今回の難民のような方も含まれるわけですが、
外国人登録をしておる方について門戸を開いても
いいという指導をしてきております。

そこで、現実にはどの程度の地方公共団体が開放
しているか、難民のような外国人登録証だけで入
居できるかということについては、細部は調査し
ておりませんが、東京都とか神奈川県、大阪府、
兵庫県等につきましては、外国人登録だけで一
応その入居申込資格がある。日本人でも一年

とか二年とかという居住要件がございますが、一応外国人登録だけで入居申込資格があるというふうにしております。

問題の優先枠の問題でございますが、公営住宅の入居者の選考につきましては、従来から、住宅困窮度の高い者から入居者を選考するように指導してきておるところでございます。いま先生の御指摘のございました、難民の方で住宅に非常に困っているということであれば、これは地方公共団体の方の運用でございますが、その困窮度が非常に高く評価されるのではないかとこのように一応考えております。

今後、難民の方々の住宅事情を見ながら、さらに、日本人なりその他の外国人とのバランス等を考慮しまして、適切に対処していきたいというふうに考えております。

○前川委員　だめですよ。地方自治体が多分そうするだろうと期待しているというふうなお答えではなくて——この難民条約で言う難民だけでしよう、裸一貫で受け入れるというふうにするのは。あとはみんな経済的にかなり厳しい条件があるわけですね、入国を認めるのに。今度は本当に裸一貫で認めるというのですから、それはやはりそれに対応した受け入れ体制を立てていかないと実効は上がりませんね。

ですから、それは地方自治体で多分そうするでしょう、それを期待しているというのじゃなくて、もっと強い行政指導をするか、さもなければ、一定の割合を確保してやる、そういう指導をするとか、何かそういうことをやはり考えなければ実効は上がらないと思いますが、その点はいかがですか。

○北島説明員　公営住宅は、まさにその公ということで、地方公共団体が建設し管理する住宅でございますので、原則としては、地方公共団体になりその裁量をゆだねておるといふ点がございします。私が申し上げましたのは、難民の方々にしてもかなり道が開かれておるといふこと、困窮度の高いということを指導しておるといふこと

で、当面これに対処できるのではないかと、さらに、その事情を見て適切に対処したいということを経後につけ加えたわけでございます。

もう少し国の関与が強いものとして、公団住宅がございします。公団住宅は、収入がちよつと高い方ということであるいは入りにくいかもしれせんけれども、一応公団住宅については、外国人登録でいいということでも全面的に開放しておりますので、少なくとも、資格の面におきましては問題ないと思います。

それから、優先入居の問題でございますけれども、これは団地によりましてかなり差がありまして、たとえば百二十倍もするような団地もある、あるいは六十四戸募集しても一戸しか来ないという住宅もある、そういうことで、公団住宅としてはかなりまだ受け入れる余地はあろうかと思ひますが、場所等もその場合には若干悪くなるとかということがあると思いますが、その点対応できる道はいろいろあるかと思ひますので、その辺の難民の方々の実情等を見ながらこれから適切に対処したい、このように考えております。

○前川委員　それはやはり通達とかなんかで、困窮度の高い者、難民は必ず入れないとか優先的に考えないとか、こういう行政指導をしていただきたいと思ひますが、これはかなりやっているわけにいかない、これは宿題にしておきます。そういう指導をしてもらいたい、こういうことです。それでは、次に厚生省にお尋ねいたしますが、まず児童扶養手当法ですね。これが現在、母子家庭の実態を無視した打ち切りが行われているというところで、ぜひ日本国内でも問題になつていきます。

たとえば、父親から年に一回でも子の安否を尋ねる手紙や電話等があれば、仕送りもなくても手当は打ち切られる、そういうことになっていきますね。それから、別居している場合でも、母親に離婚の意思がなければ、これは手当は該当しないのですね。しかも、一方的に打ち切られても、これは不服を申し立てることもできないのですね。そ

ういう手続はありませんね。一方的に打ち切られるだけでですね。これは、難民の家族にこのまま適用してどうでしょうか。

たとえば、父と母と別れ別れになつて、母子だけが日本へ逃げてくる、難民として認定された、手当をもらうようになった、年に一回でも外国にいる父親から、子供はどうしているかと手紙が来たらもうこれは打ち切りだとか、その母親に離婚の意思がないとだめだとか、これは非常に現実合つていないと思ひますよ。これは、このままにして適用するのでしょうか。

もう一つは、これも非常に問題になつていますが、この所得状況の提出というのが現況の届け出に変わりましたね。それで、現況の届け出の中には、たとえば父親が月に何回ぐらいい訪問するんだとか、ぜひふん立ち入ったプライバシーに関係する問題がありますね。これも国会でぜひ議論されたけれども、全く議論は平行になつていきますが、これはこのまま適用されるべきものだろうか。私は、どうしてもこのまま適用できないと思ひますが、これは厚生省はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○金田（一）政府委員　ただいま先生の御質問がございました児童扶養手当でございますが、これは御承知のとおり、生別の母子世帯に対して出ている手当でございます。これは全額国庫負担の手当でございます。それで、現在約千七百四十億円の額が出ております。それで、最近の離婚の増加等によりまして、毎年二、三万人の受給対象増になつておりまして、一年間に二百億から三百億の手当の増額になつております。そういうことがございまして、一方におきまして不正受給も多いというよう

な声がいろいろな方面から私も参りましたので、私どもの方でいろいろ通知を出した次第でございます。それで、ただいま最初に先生が言われました遺棄の問題でございますが、この遺棄につきましては、これはなかなかむずかしいわけでございします。私どもの考え方としては、遺棄とい

うのは、父が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合という考え方でございします。ただ、父が監護義務を放棄しているという場合のその監護でございしますが、これは金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮していることを言い、同居しているか別居しているかは必ずしも問わないわけでございします。そういう意味におきまして、父から安否を気遣う電話や手紙が来れば、精神面において児童の生活に配慮していると考えられますので、遺棄には該当しないという考え方で従来からおります。

それから、母が子を連れて家出したというような場合もあるわけでございしますが、こういう場合におきまして、私どもは通牒におきましていろいろ事例を示して各県に指導をいたしております。たとえば父の酒乱や暴力行為等のため、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められないときは、遺棄に該当するということに指導いたしております。ただ、父に監護意思がある場合あるいは離婚する意思がないかわからず——これはいろいろな例がございします。具体的に申し上げますと、たとえば母に愛人ができたとか、単なる性格不一致等の理由により家出したような場合は、遺棄には該当しないというように私ども指導いたしているわけでございします。

それから次に、異議の申し立てができるのかどうかというお話がございましたが、これは児童扶養手当法の第十七条におきまして、これは現在知事が手当の支給をいたしておりますが、この処分

に不服のある場合は、当該知事に異議申し立てをすることができるようになつております。それから、調書のお話がいりいりございしますが、これは事実問題についていろいろ問題がございまして、やはりある種の調書をつくつてこれにより実態を調査する必要があるというところで、私も指導してこういうものをつくらすようにしたわけでございします。

○前川委員　いま局長がお答えになりましたのは、いまの制度を御説明いただいただけでありま

す。私が御質問申し上げましたのは、そういう制度が難民に適用できないでしょう、つまり、別れ離れになって母子だけが父親と別れて来るということもあるでしょう、父親がたとえばアメリカに逃げた場合もあるでしょう、本国にいる場合もあるでしょう、また、タイかどこかの収容所にいる場合もあるでしょう、難民ですから母子だけである場合があるでしょう、その場合の児童扶養手当です。

死別している分は児童手当ですから、これはまた別です。児童扶養手当、これは生別ですね。しかし、別れ離れに來ている者をそのまま日本の国内で遺棄している、監護していないという場合は、これでカバーできないじゃないですか。ですから別のことを考えなければ、せっかく今度の法改正でこれを取り上げて実効が上がらないじゃないですか、こういうことを言っているのですから、この通達に何かつけ加えるか変えるかしなければいけないでしょう、それを聞いていますよ。

○金田(一)政府委員 難民の場合におきましては、具体的にどのようなケースが出てまいりますが、ただいまのところどうもはっきりはわかりませんが、いろいろありますが、現在私どもは、国内における場合につきましては、ただ画面一面的な判断を避けて、事実関係を総合的に調査の上認定いたしますとともに、プライバシーの保護については十分配慮するよう指導いたしております。

それで、難民につきまして、ただいま先生おっしゃいましたのは遺棄のケースだと思いますが、これが国際的に見て事実関係等からいってどう考えられるか、そこら辺につきまして私どもも十分研究いたしまして、ただいま申し上げたような趣旨で対処してまいりたいと思っております。

○前川委員 十分研究をいたしますとおっしゃいましたけれども、遺棄するもしないも別れ離れになつていたら、子供を心配して、養うつもりがある、それは手紙を出そうが消息を尋ねようが、実際には監護することができないような状態にある。別れ離れになつていのですから、事実上で

きないことですね。ですから、事実上できないのであれば、これは遺棄だ、監護不能だというふうには、はっきり割り切つて手当を支給していくというふうにしなないと法は生きませんね。そういう意味で、そういう方向で検討をなさるのかどうか、そういう方向で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○金田(一)政府委員 難民の場合は、いろいろなケースがあるかと思ひます。たとえば、父親が先に他の国へ行つておいて母子だけが国にいる場合、お互いに連絡があるような場合もあるかと思ひますし、あるいは本国に父親が残つていて場合とか、いろいろあるかと思ひます。また、これは事実関係でございますので、遺棄問題といたしまして、国内の場合におきましても、遺棄されたといひましても仕送り等が事実上あるような場合もございます。そういう事実認定の問題がございまして、私どももいたしましては個々の認定について非常に慎重に取り扱つております。たとえば、国内の場合におきましては民生委員等に調査を依頼するとか、そういうことをやつていろいろございまして、一概に何とも申し上げられませんが、難民の場合におきましては特殊なケースがいろいろあるかと思ひますので、そこらについては十分配慮いたしてまいりたいと思つております。

○前川委員 それでは、今度は生活保護の問題を伺いますが、難民も生活保護を受けるようになるのだらうと思ひますけれども、生活保護法では、第一条で日本の国民というふうに限定してありますね。それから「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」という昭和二十九年五月八日に出された厚生省社会局長通知があります。これには「外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて」「保護を行う」というふうになつていますが、この条項で難民を扱うのでしょうか。

○加藤説明員 いま先生御指摘のとおりでございます

まして、昭和二十九年の社会局長通知に基づきまして、難民につきましてもその他の外国人につきましても、生活保護を適用いたします。

○前川委員 ほかの法律では、日本人であることと要するといふような条件を削るということになつていいますね。これだけどうして削らないのですか。

○加藤説明員 今回の難民条約の批准、加入に際しましては、難民条約の二十三条におきまして、公的扶助、公的援助につきましても自国民と同様の待遇を行うということになつておりますが、この解釈といたしましては、生活保護につきましても自国民と同様の給付が確保されておればよろしいといふふうに解釈されます。また、生活保護におきましては、先生御案内のとおり、この通牒は、現行法が制定された昭和二十五年以来の通牒をここのでまとめたものでございまして、実質は昭和二十五年以来の行政措置によりまして、一般外国人に対しては日本人と同様の給付の保護を行つておりますので、もちろん難民に対しては生活保護が適用されるわけでございます。そして、これが難民条約の二十三条の規定を満たすといふふうに考えまして、法改正の必要まではない、こういうふうにご考慮しておる次第でございます。

○前川委員 こども、裸一貫で受け入れるという難民は非常に特殊な例ですね。新しい例になりました。となると、起こつてくるのはやはり生活の問題ですね。この通達で生活保護の対象にはなる、こうなんですが、この通達には後で問答がありまして、こういうことが載つています。「外国人に対する保護は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によつて行つていものである。従つて生活に困窮する外国人は、法を準用した措置により利益を受けるのであるが、権利としてこれらの保護の措置を請求することはできない。」

日本人の場合なら権利として請求できますね。外国人の場合はただ行政措置として恩恵的にやつていふんだ。だから、難民を裸一貫で受け入れて

くれた国が単に恩恵だけでやつていふんだということでは、この難民条約の趣旨に反するのではありませんか。やはり裸一貫で受け入れるという限りは生活を保障してやる、そういう義務が新しく日本に課せられるのではないのでしょうか。

となると、これは恩恵だけだ、おまへたち請求権はないよ。日本人には請求権があるのです。これははっきり明示してありますね。外国人には請求権ありません、難民にもこのまま。せっかく裸一貫で受け入れた、新しくそういうことで思い切つてやりながら、相変わらず請求権ではありませんが、恩恵ですよ、こういうことで貰いていいのか。私はふさわしくないと思ひますね、条約の趣旨からいって。この点、いかがですか。

○加藤説明員 条約二十三条の解釈から申しますと、自国民待遇と申しますのは、実質的な生活保護の給付を確保しておればよろしいといふところが要求されるのであらうかと思ひます。

さらに、保護の請求権といふことでございまして、昭和二十五年以来安定的に、外国人に対しても行政措置として生活保護を適用してあります。こういう安定した関係を裁判等におきましても考慮いたしまして、確かに生活保護法上の審査請求にはなじまないわけでございしますが、最終的には裁判上の訴えの利益といふものも認められております。最終的な保護の受給といふものは、外国人に対しては確保されるというふうにご考慮しております。

○前川委員 どういう意味か、よくわかりませんが、こういうことですか。ごたごたが起るようなことは一切いたしません、困つた者には実際上きちつと生活保護はめんどろを見ます、そんな請求を起すような、トラブルの起るようなことは責任を持つていたしません、こういうことですか。

○加藤説明員 生活保護の適用につきましては、行政機関の方が内部基準に基づきまして日本人と同様の保護を適用しております、あるいは個人的には御不満があるという場合もあるかも知

りません。そういう場合におきましては、もちろん福祉事務所で生活保護を実施しておりますが、受給者の方の御意見を十分に聞きまして実際上問題のないように、また対象者のニードに十分対応したような保護を実施する、これは当然のことでございます。この点につきましては、私どもは十分指導してまいりたいと思っております。

○前川委員 あなたいろい言われるけれども、この「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」これに基づいてやるとおっしゃるのですけれども、この昭和二十九年の通達、これには「外国人保護に関する法的措置が確立されるまでの間暫定的に生活に困窮する外国人の保護については、一応その国の外交機関に連絡し、それで解決しない場合には法を適用することとしたのである。」こうなっております。

これをこのまゝいったら、難民で生活困窮者に生活保護を与えなければいかぬ、だけれども、一応たとえばベトナムならベトナムへ、カンボジアならカンボジア、これは国があるのかどうかかわかりませんが、一応その国の外交機関に連絡して、それで解決しない場合には生活保護を適用するのだ、こんな変な文言がかぶさっております。ですから、ベトナム、カンボジア、ラオスなんかの難民に実際問題としてこのまゝ適用できないでしょう。だから、この言葉そのものを、この通達をやはり変えなきゃうまく合わないでしょうが。私はそういうことを言っているのです。このまゝじゃだめなんですよ。その辺、はつきりおっしゃってください。

○加藤説明員 現在、わが国に代表機関あるいは領事館等がない国につきましては、この通達上は照会できないわけでございますが、私どもの方では、できるだけ国内的に各種の措置、あるいはその他の外国人につきましてはもちろん領事館等によります措置が適用されるかどうかを調べた上で、他のそういう援助措置がない場合には適用する、こういう趣旨でございます。

また、難民条約二十三条の趣旨に基づきまして、

日本人同様に難民の方を処遇するということにつきましては、これはこの通達の内容に当然入っておりますので、その点につきましては、難民条約の実施に伴いまして、私どもの方で各都道府県に十分にその趣旨を周知せしめるために、新たに通達を出すということはいいたしたいと考えております。

○前川委員 新たに通達を出すということでありますから、これはいろいろ議論したいのですが、時間が足りなくて、これは宿題にしておきます。

それじゃ、今度は国保ですけども、国保の場合は法律では外国人の排除を決めていませんね。ほかの法律が、全部といつていいぐらい法律で日本人だけと決めていっているのに、国民健康保険法、これだけが法律じゃなくて施行規則ですか、ここで日本人以外の人を排除していますね。これは、どうしてこういうふうになったのかよくわかりませんが、この前の連合審査では、これは地方自治体が主体性を持っているのですから、国としてはそういう深い指導はできないのですというように、どしきりに答えておいででありましたけれども、この外国人を対象にするんだということを全部地方自治体に任せようというのですか。

この通達を見ますと、地方自治体が条例をつくる場合には、国民健康保険の適用になる国を条例で指定しなきゃいけないことになってますね。たとえばベトナムと指定して、今度ラオスの人が入ってきたら、また条例を変えてラオスも入れなきゃいかぬ、今度はまたほかの国も入れなきゃいかぬ。そのたびごとに一々条例を改定するということ、非常にめんどろ煩瑣な手続になるし、さらにもっと考えると、地方自治体地方自治体によつて区別がつく。この市ではラオスは入っている、国保の適用を受ける、隣へ行ったら適用を受けない、こんなでこぼこが地方自治体で起きてきますと、これは居住の自由を実質上制限するという結果になりますね。

ですから私は、こんな外国人排除というような規則は全部一遍削除してしまつて、外国人全部一

律にどこでもやれるのだというふうにしておくのが一番合理的だと思ひますが、どうなんでしょう。この点はどうなさいますか。

○古川説明員 お答えいたします。

国民健康保険におきましては、先生御指摘のよう、市町村がそれぞれ地域の实情に応じまして事業運営を行つていく、言うなれば団体委任という形でございまして、市町村の財政状況とかあるいは所得の把握状況、そういったような事務的な受け入れの問題、そういったことでこの事業を行つていくというふうな仕掛けでございまして、

したがういまして、外国人につきましては、そういった点を勘案して条例でもつてその適用を図つていく、こういう構成をとつておりまして、私どもとしては、地域の实情、自主性を尊重しつつ、できるだけこういふ方々の医療の確保を図るという観点から、ことしの一月の全国主管課長会議でも私がその点の促進方について強く要請を行つたところでございまして、外国人につきましては全額そういった適用を図っていくように、こういうふうな考へておるわけでございまして。

また、難民の関係の方につきましては、この法律におきましては、日韓協定に基づく永住許可を受けている者等、いわゆる条約上内国民待遇が義務づけられている方々に関しましては、市町村が条例で規定する規定しないに關係なく、強制適用というふうになつてございまして、したがういまして、難民条約が批准された場合には、国保上の施行規則を改正いたしまして、難民条約上の難民についてはすべて国保を適用する、国籍のいかににかかわらず適用する、こういうふうな考へてございまして。

○前川委員 よくわかりました。そうすると、この規則の一条の二号ですか、これを協定永住者は適用することになってますね。これに難民も適用する、その点、こういうふうに変えるのですね。そうすると一つ問題が起きるのは、日本人以外

の者で適用される者が一つは協定永住者、その次は難民、こうなりますね。そうすると、協定永住

者でない、対象でない日朝鮮人、今度新しく二十数万の人が永住者になりますね。資格できますね。この扱いが非常に不公平になるじゃありませんか。これはどうします。

○古川説明員 お答えいたします。

現在も、日韓条約に基づく永住許可を受けている者については、強制適用の扱いをしているわけでございます。それから、今度難民の条約が批准された場合は、これは強制適用ということになるわけでございます。それ以外の外国人につきましては、先ほど申し上げましたように地域の实情でございまして、できるだけ国保法上の医療の確保を図るようというところで指導を申し上げているわけでございます。現在も相当の方々が対象に入つておられる。特に主要都市におきましては、ほとんどの都市がそういった外国人の適用を図つておる、こういうことでございまして。

なお、この点については私どもも近く通達を出しまして、できるだけそういったことの漏れのないうような方向で、しかし、地域の实情というのか、そういったことも尊重しなければなりませんので、すべてを強制というわけには今日の時点ではまいらないわけでございましてけれども、できるだけ地域の実態を踏まえつつ適用していくように強力に指導してまいりたい、また、通達を出してそういう方向で指導してまいりたい、かように考へておるわけでございまして。

○前川委員 実態で不公平のないようにしていくというふうなことを理解してよろしいでしょうか。——あなたはうなずいたから、速記録に残らないけれどもあなたはそこで大きくうなずいてゐるから、それはいいでしょう。

ただ私は、それで満足しないのです。問題提起だけしておきますけれども、それでは一番いい待遇を受けるのはいまの協定永住者と難民ですね。一応法的には差がつけられて、今度新しく認められた約二十七万九千人、入管令の特別措置の対象となつて、朝鮮、韓国籍約二十七万九千人の人が新たに、さきの法律では法的永住許可というので

すか、これになるのでしょうか。この人たちが法的に差別される。実態は努力すると言われたが、法的に差別されるということは私は問題があると思います。これは問題提起だけにして、今後の問題にしておきたいと思ひます。厚生省はこれで結構です。

それでは、法務大臣に伺いますけれども、この難民の問題を管轄する省庁いろいろありますが、主管省庁はどこにお決めになりますか。やはりどこかに一つ決めておかないといけないと思ひますよ、責任を持つ省庁。どうお考えでしょうか。

○奥野国務大臣 出入国及び難民認定、これは法務省でございますけれども、あとはいま御質問いただいておりますように、それぞれの所管に従って各省が責任を持つということになるかと思ひます。そういうこともございまして、インドシナ難民に対しましては、総理府にインドシナ難民対策連絡調整会議が設けられておるわけでございます。したがひまして、これはインドシナ難民に限って置かれたものであります。そういう式の処理をさしあたつてはしていくことになるのじゃないだろうか、こう思つておるわけであります。

○前川委員 いまのインドシナ難民に限られると大臣おっしゃいましたが、難民ですから限りませんね。これから、たとえば生活保護とか厚生省関係のこともいろいろな矛盾が出てきた場合、これはこういうふうにしてもらいたい、直してもらいたい、そういうことを申し入れたらまとめたりすることをごやるのでしょうか。どこか一つ決めなければいけないと思ひます。それは外務省がやるのか法務省がやるのか、どうなんです。やはりどこか決めないといかぬと思ひます。どうでしょう。

○奥野国務大臣 インドシナ難民に限られているわけでありましても、将来それ以外に難民が発生してくるということになりますと、やはりそういう機構を拡大していくことになるのじゃないかな、こう思つておるわけでありま。特定の役所というよりも、そういう機構を通じまし

て連絡をとりながら、各省はそれぞれ分担するといふ行き方ではなからうか、こう思つております。

○前川委員 大臣、なからうか、こうおっしゃいますけれども、総理府にお願いする、総理府にやつてもらふ、こういうことですか。

○奥野国務大臣 いま行つておりますことに準じて処理をしていく。いまのたてまえを変えませんが、以上は、準じて処理していくことだと考えております。

○前川委員 よくわかりませんが、やはり責任官庁というのを決めるような方向で考えていただきたい、これは強く要望しておきます。

それから、この条約を批准したら、難民の受け入れというのは国としての義務になるのでしょうか、そのお考えはどうですか。

○関米政府委員 お答え申し上げます。難民条約には、受け入れの義務につきましては直接規定をいたしてありません。これは、外国人をその国に受け入れるかどうかは主権行使の一部といふことが、国際法上一般的に確立されているわけでありまして、その反映かと思はれるわけでありま。わが国といたしましては、難民と認定した者につきましては原則としてこれを受け入れることとするのが、条約の趣旨とか精神からいきまして当然であらうかといふふうに考えておるわけでございます。

○前川委員 いまのは義務と考えていい、義務と考える、こういうふうなお考えですか。条約の趣旨からいってやはり義務として受けとめる、こういうふうに理解してよろしいですか。

○関米政府委員 言葉が足りなかつたかと思ひますが、条約の趣旨とか精神に沿ふゆゑんであるといふふうに考えるわけでございます。

○前川委員 何かよくわかりませんね。これは義務と考えるかどうかによつて、難民に対する扱いが変わつてくるでしょう。義務といふふうに考えたら、西ドイツなんかは難民の範囲を非常に狭く解釈していますね。義務と考へないのであれば、行政措置でやる裁量が広いのだといふのであれ

ば、難民の範囲はかなり広く考えられますね。ですから、その辺ははっきりしておかないと、後々法務省が困りますよ。どうなんですか。

○関米政府委員 先ほど申し上げましたように、条約上は何の規定もございません。それで、これは難民を受け入れるかどうかといふことを義務づける何らの規定もないわけでございますもの。ですから、義務といふふうには私も外務省といひましては考へておりません。

○前川委員 それならそれで結構。それじゃ、法務大臣にお伺ひしますが、法務大臣が今度は難民を認定するということになりますね。認定の基準というのがこれから要るんだらうと思ひます。そこで、条約の第一条には難民の基準が載つていますが、その中で「迫害」という言葉が出てきますが、おたくが出した「出入国管理の回顧と展望」という本の二百四十九ページには、この「迫害」について「生命、身体又は自由に対する現実の脅威が「迫害」に当たるとは自明であらう。」こうなつています。

ですから、この「迫害」という意味は、「生命、身体」、これはよくわかるのです。自由といふのが非常に幅が広い。たとえば身柄を拘束される危険がある、おそれがあるといふ意味の「自由」なのか。もつと広く、たとえば思想の自由、学問の自由あるいは言論の自由とかいつた基本的な人権にかかわる「自由」、そこまで考へて、自由に対する迫害といふのを、ただ単に監獄にほうり込まれるおそれがあるといふのじゃなくて、思想の自由、学問の自由も侵害されるおそれがある、これはずいぶん広くなりますね。そこまで考へて「迫害」といふ解釈をされるかどうか、その辺いかがでしょうか。私は広げて解釈していただきたいと思ひますけれども、どうでしょうか。

○関米政府委員 ただいま先生が御引用になりましたことも、もちろん「迫害」の一つの具体的な例として挙げられるかと思ひつてございすが、そのほかに、たとえば生活手段を剝奪される結果生存に著しい障害が生じるといふような場合

とか、あるいは不当な拘禁、軟禁あるいは強制労働等、その当該個人の身体が害されるおそれがある場合に「迫害」の具体的な事例かと思ひつてあります。

しかし、具体的な個々のケースにつきまして、やはり個別に状況を判断する必要があるかといふふうにご考へるわけでございすが、ただ単に、たとえば自由が奪われているといふ、自由に対する脅威といひましても、あるいは「迫害」という言葉もかなり広い意味を持つておりますので、不当な拘禁、軟禁、強制労働等、身体が実際に害されるおそれがあるといふ場合が、この条約上難民として認定される一つの条件になるわけであらうと思ひます。いづれにつきましても、具体的な状況に応じ、個別的案件ごとに慎重に判断する必要があるかと思ひます。

○前川委員 個別的に慎重に対処していただきたいと思ひますが、これは余り狭くとらえないでほしいと思ひます。たとえば、一つの学問を主張したばかりに大学を追放されるなどといふことがありますね。これなんかはいまのお答えからいふと、別に拘束されるわけじゃないから、自由に対する侵害と言えないかも知れない。しかし、これは人間としては自由に対する侵害ですね。私、そう思ひます。そこまで含めて考へないと、人道的な立場を貫けないといふふうに私は思ひます。そういう意味で、この自由の制限は広い意味で解釈をしていただきたいといふことを、私は特に法務大臣にお願いをしておきます。

それから、この迫害した国、つまり難民に認定するときに対象になる国、これはどの国であつても、すべての国が該当しますか、線引きしますか。その点、いかがでしょうか。どの国は迫害する国だと認めるとか、この国はたとえ逃げてきても迫害する国と認めないとか、これは後の送還の問題と関連するのですが、これ、線引きしますか、どうなんでしょうか。

○大蔵政府委員 今度お諮りしております難民認定手続におきましては、そういう国籍別の制限は

○前川委員 わかりました。はつきりした御回答で結構です。

それから「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」と条約にはありますね。これは、逃げてきた人が自分で証明してみせなければいかぬでしょう、私は本国では迫害されましたし、されまうと言う。だけれども、これを實際に実証するということは非常にむずかしいことだと言うけれども、それを客観的にどうやって認定するのですか。どんな方法でやりますか。

○大鷹政府委員　もちろん、最初に当事者の陳述を詳しく聴取しなければなりません。その場合に、当事者の言い分をすでに一般に知られている事実に加えて、大体これは難民であると認定できる場合もありましょう、そうじゃない場合もあると思います。つまり、その申請した個人個人の主張、陳述だけでは難民と認定できないという場合には、それだけで難民と認定しないということではなくて、さらに私どもの方では調査を深めたいと思っております。

そのために私どもは、難民調査官というものを指名することになっております。この難民調査官は、まず知人であるとか親戚であるとか、そういう人たちに出頭してもらって、いろいろその人たちの話を聞き取る場合もありましょうし、さらに、場合によっては現地事情に詳しい国際機関、た

たとえば国連難民高等弁務官事務所の人たちに意見を聞くこともございましょうし、さらに、外務省に依頼して在外公館を通じて現地の事情を照会するとか、そういうことをやりまして、その難民の方の立証ができやすいように、できるだけ私の方も協力すると申しますか、そういう姿勢でいきたいと思っております。

○前川委員 いまの答弁、結構です。できるだけ難民であることを認めてやろう、認めるような、立証できるような努力をしようというふうにいまだ受け取りました。それでよろしゅうございますか。

○大蔵政府委員　　そういう精神で対処したいと思
つております。

○前川委員 時間が足りなくなりました。少しは
しよっていきます。

もう一つの大きな柱は、迫害を受ける国には送り返さない、これはノンフルマン、非逆流、反対流、逆行ですか、この法則が確立されるわけですね。

そこでこの条約を読みますと、難民は迫害をされるおそれのあるところへは、どんな手段方法によつても送り返さないとなつていますね。難民となつていますが、私は、この難民は、条約を純粹に解釈したら、認定された難民というふうにか解釈できないのだらうと思うのですけれども、それではこの条約の趣旨に反すると思う。ですから、このノンフルマンの法則というのは、認定された難民だけに適用されるのではなくて、もつと幅広い認定されなかつた難民、たとえばこれは戦火を避けてきたような避難民も入るでしょうし、あるいは一般外国人も入るでしょうし、もつと広くこの法則を賣いてほしいというふうに思いますが、その辺の解釈はどうですか。

○大鷹政府委員　難民条約では、難民につきましては迫害を受けるおそれのあるところには送還しないという原則がうたわれておりまして、ただそれには、若干の例外的な場合にはそれを適用しないということが書いてございますが、これを受

けまして、今度の入管令改正法案の中にも同様の規定を設けました。

そこで、ただそれでは難民認定を受けた人のみがこの適用を受けるのかということになりますと、実は私ども、今日まで運用面におきましてこのノンフルマンを実行してきております。その場合に、もちろん難民の認定云々ということはないかかったわけでございまして、これからも難民の認定を受けた人だけにこれを限らないという運用を続けていきたいと考えております。

○前川委員 はつきりした回答をいただきまし

それでは時間が来ました。最後に大臣に伺いますが、大臣は奈良の御出身ですから、でなければ私はこんなきざなこと言わないのですけれども、奈良は日本のふるさとだと言われる、飛鳥は特に日本の魂のふるさとだと言われます。

ところが、これは純日本紀の記事の宝龜三年の項、西暦七七二年の項に出てきますが、坂上田村麻呂の父である苅田麻呂の天皇に対する上奏文を見ますと、飛鳥、これは高市郡、ここにいる人は十中八、九までが外国から来た人、その他の姓はいわゆる帰化人——帰化人という言葉は当たらないかもしれない。渡来米という言葉が当たるかもしれませんね。日本のふるさと飛鳥の辺に育った朝鮮半島から来た人です。

しょう。だけれども、奈良の人は朝鮮半島から来たということはきられていますね。中国から来たんだ、こういうことをしきりに言います。私は、ここに民族差別のいわれなき差別が出ているのだと思います。

それから、そういう例はほかにあります。たとえば八一五年に嵯峨天皇の勅令によつて成立しました新撰姓氏録、これでは京都の周辺、平安京の周辺の有力氏族をずっと列挙していますが、その有力氏族千八百八十二氏のうち三分の一に近い三百二十六氏が外来系の氏族である、こういう記事も出ています。

それから、これは百済と日本の連合軍が唐と新羅の連合軍に六六三年ですか、白村江の戦いで敗れて百済が減びて、それから後、どんと日本へ百済から避難民がやってきますね。日本はどんとんどんそれを受け入れますね。どんとん受け入れる。しかも民族差別なしにどんとん受け入れていく。ですから、桓武天皇の生母というのは百済系の人です。ね、後に太皇太后という称号を受けましたけれども。民族差別なしにどんとん避難民を受け入れられて、それによって日本というのはどんとん発展をしていく歴史があります。

大臣が奈良ですから私こんなことを言うのです

けれども、そのことを踏まえて、日本人そのものが太古は混血民族だというのはもう定説ですから、民族偏見というか、日本人はこれをなくしていかないといけませんけれども、そういう難民受け入れについて民族差別をなくするためにどういう努力をなさいますか、大臣としての御見解を伺う。終わりにしたいと思います。いかがでしょう。

○奥野国務大臣 インドシナに大量の難民が発生をした、それに対する日本の対応が冷淡だということで国際的な批判を浴びたと思います。また、そのことが契機になりまして、日本の難民に対する施策が大きく前進を始めたと考えるわけでございますし、今回また難民条約の批准、さらにまた出入国管理令の改正という運びになってきたわけでございます。やはり国際社会に生きていきますためには、国際社会における連帯の思想を強めていかなければなりませんし、同時にまた、人権思想を普及していきますと、国際人権規約にも加盟してまいりましたように、そういう精神的な面につきましても一層大きく目を開いていかなければならない、こう考えるわけでございます。

これらの問題は、出入国管理行政これの処理に当たりましても基本的なそういう考え方を持っていないかなければならないと思いますし、難民認定の問題あるいは難民に対する処遇につきましてもいろいろお尋ねいただきましたけれども、同じような考え方で政府としてその対処を十分やっていないかなければならない、こう考えているわけでございます。幸いにして、社会保障の関係におきましても国籍に関する規定を排除していただいたわけでございますので、このような精神であらゆる行政において浸透を図っていくということじゃないでしょうか、かように考えております。

○前川委員 終わります。

○高鳥委員長 稲葉誠一君。
○稲葉委員 これは法務大臣にお聞きすることだ
と思いますが、この法律は一体いつから効力を発
生するのか、どういうふうになっているのでしよ

うか。

○奥野国務大臣 来年の一月一日施行という予定をいたしているわけでありませう。

○稲葉委員 来年一月一日施行の予定ということではあちこちで聞くのです。だけれども、これは資料を見て全然そういうことが出てないわけですね。もともと、法律がいつ通るかかわからぬという段階ですから、それはそうかもしれない。それはそれでいいのです。

そこで、これは厚生省にお聞きした方がいいのですが、たとえば児童扶養手当は現在何人ぐらいいて、結局幾らぐらいいの支出になるかということ、特別児童扶養手当、それから、これは二つに分かれるんですか、福祉手当も入りますね、それから児童手当、この四つですか、これはどの程度の金額が必要になるというふうに考えられますか、その根拠と一緒に……。

○金田(一)政府委員 児童関係の諸手当につきましても、まず、ただいま先生がおっしゃいましたように、生別の母子世帯に支給される児童扶養手当、障害児を養育する者に支給される特別児童扶養手当、重度障害者に支給される福祉手当及び三人以上の子を有する者に支給される児童手当、この各手当につきまして、改正後それぞれの支給要件に該当する外国人に対して支給されることになるわけでございます。

改正により新たに受給対象となる外国人でございますが、まず数は、児童扶養手当では三千人、特別児童扶養手当では七百人、福祉手当では二千五百人、児童手当では一万四千八百人程度となる見込みでございます。

今回の改正により新たに必要となる給付費用でございますが、五十六年度、改善後の満年度ベース、要するに四月から支給されたとした場合の計算でございますが、児童扶養手当は十二・一億円、特別児童扶養手当が二・七億円、福祉手当が三億円、ただし、これは八割の国庫負担でございますので、うち国庫負担額は二・四億円ということでございます。それから児童手当は十・三億円でございます。

ございますが、児童手当につきましては、自営業者につきましては三分の二の国庫負担、サラリーマンにつきましては二割の国庫負担でございますので、国庫負担額は四・八億円ということでございます。合計支給額は二十八・一億円、国庫負担額といたしましては二十二億円となる見込みでございます。

○稲葉委員 そうすると、これは来年一月一日から施行になるのですが、一、二、三の三カ月ですね。だけれども、これは四月に支給するわけですね。だけれども、これは補正予算や何かの中には入らない、こういうふうなことになるわけですか。

○金田(一)政府委員 実は一月施行といたしますと、児童関係の諸手当につきましては、認定請求があつた月の翌月分から支給されるということに、法律上そうなっております。

支給月は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当につきましては年三回、四月、八月、十二月ということになっております。それから児童手当につきましては二月、六月、十月という三回でございます。それぞれの前月までの四カ月分が支給されることになるわけでございます。

外国人につきましては最初の手当が支給されますのは、改正法の施行をただいまのように一月といたしますと、児童扶養手当につきましては二月分と三月分が五十七年四月に、児童手当につきましては二、三、四、五月分が五十七年六月ということになります。そういうことで五十六年度中には支給は行われませんので、五十七年度予算措置するということになっていくわけでございます。

○稲葉委員 そこで、難民の認定の問題についてお聞きするのですが、難民が入ってきて認定するまで大分時間がかかるわけですね。その間一体どうするのですか。難民の人たちをどこへどうやって入れていく——入れていくという語弊があるけれども、そういうことになるのですか。それを一体どこが責任を持つてやることになるのですか。

○大鷹政府委員 難民認定手続中の難民の地位については、特に規定しておりません。難民申請を

する人の中には、正規にわが国に在留している人、それからそうでない不法入国者、不法残留者、こういうものに分けられると思います。正規に入ってきている人たちは、たとえば定住のためインドシナ半島から入ってきている人、あるいは政変前にインドシナ三國の旧旅券を持って日本に滞在して特別在留が認められている者、さらに一時庇護制度によって入つてきているいわゆるボートピープルという方々、こういう方々がおります。と思います。こういう方々は、すでにいま持つておられる在留資格とか上陸許可とか、そういうものに従つてその間処遇されます。それから不法入国、不法在留のような人々につきましては、強制退去手続と並行して難民認定手続が進められる、こういうことにならうかと思ひます。

○稲葉委員 私が聞いていたのは、難民が入つてきて一時庇護を受けなければならぬわけでしょう。どこかで収容していかなければ、みんなどこかへ行つてしまふのじゃないですか。だから、庇護というのじゃないかな。それをどういう設備をどこへやるのかという事です。それをどこが主管するのか。法務省が主管するのか、厚生省が主管するのか、総理府が主管するのか、そこ辺はどういうふうになっておるのでしょうか。予算の問題などありますから、あとは大蔵省に要望することにして、いまのところ、その点はどういうふうになっているのですか。

○大鷹政府委員 現在、ボートピープルとして一時上陸の許可を得ている人々、滞在している方は約千四百名でございますが、これはすべて民間の支援団体のお世話になっております。それらの中には、カリタス・ジャパン、これはキリスト教系の団体でございますが、日赤、立正佼正会、天理教、そういう方々がセンターをつくつてそこに収容されている、こういうわけでございます。

○稲葉委員 そんなことを聞いていたのじゃない。こつちの質問の意味がわかりませんか。これから入ってくる人を、日本の政府として、何かの施設をつくつてそこへ一時的に収容——収容とい

う言葉が悪ければ庇護でもいい、そういうふうにしていかなければいけないのじゃないですか、こういうふう聞いていますのですよ。その主管はどこになるのですか。

○大鷹政府委員 一時庇護のための上陸許可を受ける外国人の中には、わが国社会にとって好ましくない者や、衣食住等生活の保護を必要とする者が含まれると考えられます。いま申しましたように、これまでは国連難民高等弁務官事務所からの補助金や、民間諸団体の協力によつて衣食住等が確保されてきたのでございますが、今後の問題としては、政府関係の施設、たとえば一時庇護センターとでもいった施設を新たに設ける必要があるかどうか、設けるとした場合、所管はどうするか等の問題について、現在関係省庁の間で鋭意協議を重ねておるところでございます。

○稲葉委員 これは大蔵省に要望しておきますから答えは要りませんが、いま言つたように政府関係の施設が何らかの形で必要になつてくるんだ、こういうふうな思ひます。だから私は、入国管理の管理という言葉は取つた方がいいと盛んに言つておるのですよ。管理という、これがまた今度の対象になるわけですからね。これもまた管理するといふ形になつてくると話がおかしくなる、だから名称も変えなければならぬということになつてくるわけですね。

いづれにいたしましても、庇護センターという名前になるのかどうか知りませんが、どこでどういふふうに取り扱つかは今後の課題として、それに対しては大蔵省としても十分考慮願いたい、こういうことを最初に要望だけしておきます。答えは結構です。何か大蔵省に答えを求めると、後で法務省は何だかんだと言われるらしい。こういうことで大蔵省に質問したとか何とか、法務省は気が小さいんだ。きょうもほくのところに、大蔵省の方に質問しないでくださいと紙に書いたものを持つてきたよ。答えも書いてあるのだから答えを読もうと思つたけれども、答えを読むのは

しょう。だから、できるようになったとすれば、それは国際人權規約の批准によつてできるようになったのですか。最初からできるようであったのですか。どういふふうになつてゐるのですか、これは。

○山本説明員 御説明申し上げます。

行政不服審査法は、先生御指摘のとおり、国民に対し不服審査の「不服申立てのみを開く」と書いております。難民認定につきましては、しかばこの行政不服審査法の適用があるかどうか、これは、私の不服審査法の所管ではございませんので、まあ解釈がどうなるのかよくわかりませんが、いずれにしても、行政不服審査法は行政不服の一般規定であると言われております。普通はそれぞれの行政処分等の根拠法令に、その行政処分の性格と申しますか、そういうものから見てふさわしい不服申立てに関する特別の規定を設けるということでありまして、難民認定関係につきましても入管令の中に特別規定を設けることとしたわけでございます。

○稲葉委員 私の質問に答えてゐるのかな。「国民」と書いてあるけれども、外国人が適用になるかならないかということをお願いしたい。それは人權規約の批准と関係あるのかないのかと聞いたが答えなかった。何だかよく聞いてなかったけれども、答えなかったですね。

○山本説明員 当然、六十一條の二の四に定めますその異議の申し立ては、難民認定の申請をした人が対象になるわけでございますから、外国人がその対象になるわけでございます。

○稲葉委員 私の言うのは、難民の認定の場合ではそうだけれども、いまの行政不服審査法の「国民」とは書いてあるけれども、その「国民」というのは一般に外国人にも適用される、こういうふうにいふ理解していいのか、とすれば、それは国際人權規約の批准との関係があるのかないのかと、こういうことの質問です。

○山本説明員 最初に申し上げましたとおり、この行政不服審査法の所管官庁ではございません

ので、その解釈につきましては正確なことを存じませんが、外国人にも適用があるというように理解されておると聞いております。

○稲葉委員 それはきのうのぼくのところに聞きに来たから、いまのところは質問を教えたあげたところだよ。それにしても少しで悪いです。

これからは、きのうのぼくの方で、質問で教えたところ。いいですか、この法律のように、行政不服審査法による不服申立てをすることができないと書いてあるのか法律ありますか。

○山本説明員 行政不服審査法の適用がない行政処分等につきましては、行政不服審査法第四條でございますが、ここに列挙されておるようでございます。

○稲葉委員 だから、その主なものは何ですか。——では、有斐閣の六法全書を持っていますか、厚いやつ。

○山本説明員 これは昭和五十六年度版のIでございます。

○稲葉委員 最新のやつ。その二千百十七ページを見てごらん下さい。社会保険……

○高島委員長 速記をとる都合がありますので、順次御発言をお願いいたします。

○稲葉委員 わかりました。

有斐閣の六法全書の二千百十七ページに社会保険審査官及び社会保険審査会法というのがあるのですね。見てごらん下さい。それも同じように書いてある。いいですか。それに対する異議の申し立てと今度の難民認定法の異議の申し立てとは、どういふふうになりますか。

○山本説明員 先生の御指摘は二千百十七ページでございますか。二千百十七ページは住民基本台帳法と書いてあるのでございますが、(稲葉委員「じゃ六法全書が違う。それは古いんじゃないですか」と呼ぶ)五十六年度版でございます。

の比較は困難でございます。

○稲葉委員 困難じゃないでしょう。しないから困難なんで、こういう法律があつて、そこで異議の申し立てに対して第三者機関を設けているわけでしょう。準司法的な第三者機関を設けて、三人、二人の五人、それに両方の一人を入れて全部で七人でしょう。七人で審査会みたいなものを設けてやっていると書いてあるんですか。それは第三者的な準司法的機関で、不服に対してちゃんとした決定を下すようになつてゐるでしょう。その場合下すのは、下の方のあれは社会保険審査官が下して、それに対する異議の申し立ては知事がするのかな、あるいは逆かな。どうですか。人が違うわけですね。機関も違うわけですね。だから、認定する人と異議を申し立てられてそれを裁決する人と同じ人だなんて、そんな制度はないですよ。そんな近代司法のあり方というものはありませんよ。そんなのはおかしいです。

これは厚生省から聞いてもいいんだけど、厚生省はそういう制度をちゃんとつてゐるでしょう。このやり方はいけませんよ。これじゃあなた、自分で認定して、認定却下した者に対して異議の申し立てがあれば、特別な事情の変化がない限り認定するわけがあり得ないじゃないですか。同じ人間が裁判をやつて、異議があつたらまた同じ人間が裁判をやつてゐるのと同じですよ。こんなことはだめですね。あり得ませんね。

「欧米諸国における難民の取扱いとその問題点」という本があるでしょう。外務省の領事移住部査証室。これはあなたの方には知らなかったらしいな。ぼくがこういう本があるから早くとりなさいということをお願いしたんだ。ここにもちゃんと書いてあるでしょう。「難民の資格の認定にあつては公正な判断が下されるように準司法的な難民認定機関や独立性の高い行政機関を設置したり、国連難民高等弁務官事務所各国代表の関与を求めたり」とちゃんと書いてあるでしょう。やはり準司法的なものというか、第三者機関を設けるとかあるいは独立性の高いものを設けるとかしない

ければ、法理論的にもおかしくなってくるんじゃないですか。

そうすると、いまの難民認定、異議の申し立て、これは準司法的な難民認定機関ですか、独立性の高い行政機関ですか、どつちです。あるいはこれは入りませんか。どうですか、入管局長。

○大鷹政府委員 ただいま先生が手に持つていらっしゃる資料は、私も一応読んでおります。これは外務省で各国のいろいろな法制とかそういうものを集めたものでございますけれども、私どもとしては、その本によつて今度の認定手続を定めたわけではございません。

そこで、法務大臣が難民認定をする、これは、一般的な行政不服の原則を定めてゐる行政不服審査法でも、上級官庁がないときには同じ処分庁に異議申し立てをする事になつております。そこで、法務大臣に対して異議申し立てをするということとは、それからいつても少しもおかしくないの

でございます。もつともその場合に、私どももいたしましては、一応、先ほど御説明しましたように、難民認定をするセクションと異議申し立てを取り扱うセクションは別建てにするということを考えておるわけでございます。

○稲葉委員 難民認定をするのは法務大臣がすると言つたつて、実際法務大臣がするわけではないでしょう。ないと言つては悪いけれども、一々難民のことをわかつたこないでしょう。ただ判を押すだけでしょう。判こだけ押して、今度またあれするときにまた判を押すというだけの話じゃないですか。セクションを別にするとつたつて、そんなことはいま行政改革の中で認められないじゃないですか。それじゃどういふセクションを設けるのですか。どこへどういふセクションを設けるということになりますか。

それから、難民調査官というのは入国審査官のうちから指定するのでしょうか。全部するわけじゃないでしょう。その中から選ぶのでしょうか。結局どういふことなんですか、よくわからぬですな。だから、いま私の言つた社会保険の方のやり方と

違うでしょう。違うことはわかるでしょう、法律を見れば。社会保険の場合は、第三者機関がちゃんとやっているのじゃないですか。だから、難民の認定だって、そういう第三者機関的な、準司法的なものというか、そういうようなものを設けようと思えばできるわけですよ。そういうことをしないのですよ。

これはそもそもその出発点が、法務大臣が認定するところがおかしいのじゃないですか。対外的な考慮を加えて、難民の場合は、入国審査官があるいは入国審査官を難民認定官にしてやるのは、諸外国に対してちよつとあれだからというので、法務大臣にしたいでしょう。だからそこへ話がみんな行っちゃって、同じ人が認定したり却下して、異議の申し立てに対して同じ人がまた判断をするということになっちゃうのですよ。

これは基本がおかしいのじゃないですか。あなたの方でもよく考えてごらんないさいよ、外務省も、これは準司法的な機関なり何なり設けなければいかぬとちゃんと言っているのだから。ドイツなんかみんなやっているでしょうが。ドイツの場合は、専門家がちゃんと入った機関を設けているでしょう。フランスの場合だってそうでしょうが。これは問題がありますよ。これは十分考えてください。あなたの方でそういうようにがんばるなら、それはがんばる以外にないけれども、よく考えてくださいよ。

○大蔵政府委員 各国の難民認定機関の例について先生がいまお触れになりましたけれども、私も承知している限りでは、アメリカでは司法省の移民帰化局長でございます。カナダは雇用移民大臣、英国は内務大臣、それから西独は連邦難民認定庁、フランスは難民無国籍者保護事務所長、スイスは連邦警察の事務局、オランダは法務省外国入部難民課でございます。西独のように委員会制度、審査会制度を設けているのは非常に例外でございます。

なお、先ほど申し上げましたセクションでございますけれども、私どもといたしましては、難民

認定に携わるセクションを東京入管局の中に設けますし、それから異議申し立てを取り扱うセクションは、同じ東京入管局の中に別に設けることをいま検討しております。難民調査官は、地方の入国管理局にそれぞれ一名ずつ配置する方針でございますけれども、東京、大阪につきましては、複数名を配置するというのをいま考えております。

○稲葉委員 それはいろいろ議論のあるところですからね。制度が違うし、欧米と西独やフランスとはまた態度が違うのですよ。これは、出入国管理それから受け入れに関連しての二つの流れがあるでしょう。だから私の方も、一概にそれをどうこう言うわけじゃありませんけれども。

それと難民の人の異議の申し立てですね。異議の申し立てと不服の申し立てとは、法律的にどういふふうに違うのですか。

○山本説明員 異議の申し立ても、行政不服の申し立ての一つの種類でございます。審査請求と異議の申し立て、さらに、これは二審的になるものでしょうが、再審査請求というふうなものが、行政不服申し立ての種類だと承知しております。

○稲葉委員 社会保険審査会法というのをよく見てごらんないさい。非常に詳細に法律の中に規定していますよ。代理人を選任できるということも法律に書いてありますよ。口頭で申し立てができるということも法律に書いてある。そこまで法律に書く必要があるかどうか、ぼくも社会保険審査会法というのをきくう見て、これはちよつと詳しく過ぎるなと思つたのですよ。こんなに書く必要はないですよ。よけいなことがいっぱい書いてある。ここまで書く必要はないと思うけれども。

だけれども、今度はこれは余り簡単過ぎるのですよ。異議の申し立てといつたって、どうやってやるのかさっぱりわからない。代理人をつけてやられるのか、口頭でやるのか書面でやるのか、決定をどういふふうにするのか。決定を受けた日からでしょう。社会保険審査会法の場合には、決定

を受けた日から六十日以内に異議の申し立てまたは再審査が何かできるというふうにならんと書いてあるでしょう。これは細かく書いてあるわ。厚生省はよほど時間があつたんでしょけれども、よく書いてあるよ。代理人をつけることができるとか口頭で申し立てができるとか、法律の中にそんなことは書く必要はないですよ、あたりまえの話なんだから。

だから、これは通知を受けた日から七日以内に異議の申し立てでしょう。できるだけ早く決めたという気持ちにはわかりますよ。七日というのはどこから出てきたかということです。刑事裁判だつて十四日ですよ。民事だつてみんな十四日ですよ。七日というのはどこから出てきたのか、よくわからないのです。早く決めたいという気持ちは、これはわかりますがね。

そうすると、難民の人たちというのは一体英語やフランス語ができる人なの。大体英語かフランス語ですね。字が読める人なの。どうするんです。何を渡すんですか、七日以内に。七日以内に異議の申し立てをするんだから、本人にその決定書というのを渡すんですよ。だめならだめだと言つて渡すんですよ。どうやって渡すの。本人は英語もフランス語も読めやしないし、何がだかわけがわからないでしょう。そうじゃないですか。七日というのは、これはおかしいですよ、官僚がつくつたんでしょ。これは普通三十日とか六十日になつていふのです。これは非常に短過ぎるんじゃないですか。どうやって現実に本人たちに対して通知するの。

○山本説明員 御説明の前に、若干手続の根拠規定について御説明申し上げたいと思います。六十一條の二の四、この異議の申し立ての規定は確かに一条でございます、手続の規定はございません。ない部分につきましては、行政不服に對する一般法である不服審査法が適用されるというふうに理解しております。

なお、七日ということですが、自分が難

民であるかどうかということは本人が最もよく知つておるわけでありまして、難民認定を申請した者は本國に帰れば迫害を受けるおそれがある、あるいは日本の庇護の及ぶ範囲、日本の領土内から出ればいつか来るかもしれない、そういう大変差し迫つた状況のもとにおいてわが國に保護を求めておる人でございまして、この難民認定、仮に否認されましても、その通知を受けてから何日も考えなければ不服申し立てをすべきか否かわからないという性質のものではないに思ふわけでございます。

ちなみに、入管令では、上陸手続における法務大臣に対する異議の申し立て、これは三日になつております。また、退去強制手続における法務大臣に対する異議の申し立ても、これも三日になつております。横並びの問題として三日にしてはという意見もございましたが、それはやはり短過ぎるであらう。しかしながら、一週間もあれば、差し迫つた状況に置かれるその人が異議を申し立てるかどうかは十分決められるはずである。

なお、本人が日本語も英語もわからない場合どうするかということでございますが、これはわからない文書を送り込んで意味のないことはもちろんでございまして、そこはわかる言葉で、あるいは本人が理解できる方法で通知するということにいたすわけでございまして、そういう事柄は省令などで規定したいと考えております。

○稲葉委員 いま入管の全職員で、ベトナム語ができる人というのは何人ぐらいいるんですか。

○大蔵政府委員 現在の職員でベトナム語のできる人はほとんどいないと思います。しかし、難民認定手続が実施に移される段階で、私どもといたしましては、通訳であるとか翻訳者であるとか、そういう人たちの協力を外部から得るような措置をとるつもりでございます。

○稲葉委員 いろいろなことをあなたの方は言うでしょうけれども、これは問題を起しますよ。通知があつたかなかつたか、計算は通知があつた次の日からですよ、あたりまえの話ですが。そう

すると、通知があつたかなかつたか、通知をされたとして、何を言われたのかわけがわからなかつたという人がいっぱい出てきますよ。これは弁護士でもついでにあれば、代理人でもついでにあればいいけれども、ついでにないわけがわかりませんよ。紛争のもとになりますよ。これは、いずれにしてもそういう点で問題があるんですよ。手続を、省令でなくて法律でもう少し詳しく書きなさいよ。

これは厚生省が、さつき言つたけれども、社会保険審査会法は本当によくできている。詳しく書いてある。そこで書く必要があるかどうかは別として。法務省令といつたつて、法務省令はみんなわかりやすいですよ。だから、どこへ一時庇護所をつくるかということもまた問題ですけども、庇護所の中でもそういうことを徹底させるようにしないと、国際的な紛争の種になる可能性がありますよ。私はそういうふうにも思うのですが、これはまた後であれしなす。少し実際にやってみて、それからにしたい、こういうふうに思います。

そこで、私はわからないのは、ディスプレスドパーソンズと言っていますね。これを流民と訳しているのでしょうか。政府は訳さないかも知れないけれども、こゝろ辺がよくわからないんですよ。なぜ流民なのか。ポートビープルなら流民だろうけれども、ディスプレスドパーソンというのは、法律用語としては政府としてはどういうふうに訳しているの。

○大蔵政府委員 ディスプレスドパーソンに当たる正式の日本語訳はございません。ディスプレスドパーソンという言葉はいろいろな意味がございます。非常に広い意味では、本国の動乱であるとか政変とか、そういうものを逃れて国外に出てきた人という意味もございます。また、最近の日本のジャーナリズムでは、別の意味で、もつと狭い意味でこの流民という言葉を使っているようにございます。

○稲葉委員 流民という言葉の意味は、通俗語です。いろいろなありますけれども、ディスプレスドパーソンズというのは、正式な会議では強制追放者というふうにして訳しているんじゃないですか。マニラで国際法曹人の会議がありましたね。これに行つた人の話を聞くと、これは強制追放者というふうな意味に訳しておるようですね。その訳がいかどうかは別として、ちよつとこゝろ辺のところはごたごたしていますから、通俗語が非常にはんらんしているものだからわからなくなつちやうのです。

そこで、これは私、具体的な事件について聞くのは避けます。最高裁からもおいでになつておると思うのですが、いわゆるメイランさんの事件というのがありますね。きのう、高裁で第八刑事部で第一回のあががあつたはずですが、これは具体的に内容は聞きません。それに対する判断とかなんとかはすべきじゃありませんからしませんが、これも裁判があつたのは八〇年三月なんですよ、出入国管理令と外国人登録で。

新聞によると、懲役六月、執行猶予二年の実刑判決と書いてあるのです。懲役六月、執行猶予二年の実刑判決。法務省の刑事局長、こういうのはあるの。あなたが聞かれても困つちやうな。新聞記者の人は勉強してないですね。そんなことを書いて物笑いの種ですよ。これは内容はいいんだけれども、懲役六月、執行猶予二年の実刑判決なんて書いて平気ではいるのですからね。ぼくは笑つてその新聞社へ電話したんです。そうしたら、訂正も何も出てないからどうしたのか知らぬけれども、もう少し新聞社の人も初歩的な法律ぐらい勉強してもらわなくちや困るわ。

それはそれでいいのですが、一審はそうでしょう。二審までに約一年以上かかっているのです。これは公正証書の提出なんかいろいろあるでしょうから、記録を送つたりするのがありますけれども、一年ぐらいかかっていますね。これはどういふわけでこんなにかつたの。これだけお聞きしたいと思うのです。

○小野最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

この事件は、いまお話がございましたとおり、一審の判決は昭和五十五年三月二十八日でございまして、控訴の申し立てが三月三十一日でございまして、控訴審に記録が参りまして、それが受理されましたのが五十五年五月二日でございまして、それで、この控訴趣意書の最終の提出期限が当初六月三十日でございましたが、一月延ばしまして七月三十一日となりました。七月三十一日に弁護士から控訴趣意書が提出されました。その後、検察官の答弁書が五十五年十二月二十七日に出ました。ただ、これは裁判所の方で提出を命じたものではございません。刑事訴訟規則二百四十三条三項に基づくものではございませんで、任意に出していたかどうかというもので、期限も別に限つておりませんでした。そういうことで、いまお話しのとおり、昨日第一回公判が開かれたわけでござい

ます。

このおくれました理由でございますが、この係属部は東京高裁の第八刑事部でございまして、裁判官四名おりましたが、そのうち二名が相次いで病氣入院をするというやうなことでございまして、訴訟関係人との打ち合わせでは三月ごろに期日が入る予定でございましたが、それが昨日に延びたということでございます。

○稲葉委員 その内容等については、いま係属中の事件ですから聞けません。

そこで、法務省の刑事局長にお聞きするわけですが、そこで入ってきますね。それが難民の認定を受ける間の時間がかかりますね。その間は、検察庁としてはもちろん起訴しないわけでしょう。それはあたりまえの話でしょう。起訴してから後に難民ということがわかつたときには、刑の免除ということができるわけですね。何か条文にありますね。なぜ刑の免除になるのか、そこをどうもをちよつと、前のことと後のことと御説明願ひたいと思うのです。

○前田(宏)政府委員 第一の点でございすけれども、実際の運用といたしましては、法務大臣の難民認定に関する手続が行われている間、それと矛盾するような処理をするのも適当でないということ、それを見守るというやうなことが多いだろうと思ひます。

ただ、理屈めいたことを申しますと、刑の免除の規定は刑事手続の問題でございまして、帰するところ裁判所の判断ということになるわけでございます。それから、法務大臣の認定手続と連動するといひますから、理屈の上ではそういうものではないわけでございます。したがひまして、非常に理屈めいたことを言えば、難民認定の手続中であつても処理できないことではない。しかし、実際の運用としては、そういう難民認定というものを尊重してしかるべき措置がとられるであらう、こういうふうにお聞きでございます。

それから第二点は、いまの法案で七十条の二にいわゆる刑の免除規定を新設することになつておりますけれども、これは御案内と思ひますが、もとになります難民の地位に関する条約の三十一、条という規定がございまして、それを受けて刑事手続上どういふ規定がいいかということをお考えました結果、こういう形にしたものでござい

ます。

○稲葉委員 いま刑の免除というのはいかどうかということは、法律的に非常に議論があるところではないかと思ひます。免除というのは、有罪であることを前提として刑を免除するのでしよう。それは緊急避難的なものに該当するとか何とかということになつてくれば、有罪の認定で刑の免除という行き方はおかしいのではないかと、うことも考えられるし、公訴の取り消しもあるでしようし、いろいろな問題がありますね。これはむづかしい問題が出てきますが、きようは時間がなからあれます。

それから厚生省の方、わざわざおいで願つて本當に済みませんでした。この前連合審査のときにお聞きしておりました、厚生省の方はなかなかよく勉強しておられるなと思つて、非常に感心したわけですね。ただその中で、基本的な認識の

差が相当あるわけですね。だから、私どもの方も年金問題についてはよく勉強しまして、予算委員会なり何か別の機会にゆつくり時間をかけてやらせていただきたい、こういうふうに思っています。終わります。

○高島委員長 午後零時四十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後零時四十九分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡田正勝君。

○岡田(正)委員 まず一番最初に、刑事局長さんにお尋ねをしたいと思うのであります。

去る五月二十二日のこの法務委員会におきまして、私の方から大鷹入管局長さんに対して流民対策について質問をしたわけです。今度の難民条約を批准するに当たりましての整備もありますので、流民に対する新方針を策定したということ

を明瞭にされたわけでありまして、内容といしましては、簡単に言いますと、次のようなケースには特別在留許可を与えることを決めたということをおっしゃったのであります。その主なものは、インドシナ三国の旧旅券で入国し、不法残留となったが帰る国がない者、それから、台湾、タイなどの第三国で他人名義の旅券を不正入手して入国した者、それから、台湾の正規旅券を取得し、たとえば華僑なんかでありますと簡単に入手ができる、そうして入国をした者であります。そして、日本人あるいは日本に居住する外国人と親族の関係にある者、あるいは両親、きょうだい

が第三国の難民キャンプにいる場合、その他特に理由がある場合、こういうことを具体的に御説明に相なりまして、私ども、難民の問題について長年の間非常に心配をして苦労してまいりましたものにとりましては、これは大前進であると実は高く評価しておるのであります。

さてそこで、入管の方ではこういうりっぱな御方針をお打ち出しになったのでありますけれども、この方針を受けて検察庁としては一体どういう対応をなされるであろうかが、関係者にとりましては大変心配なことであります。そこで、この機会に特に刑事局長の発言を求めたいと思う次第であります。

○前田(宏)政府委員 ただいま御質問の中にありましたように、前回の当委員会でも、いわゆる流民という立場にあられる方につきまして入管当局の取り扱いについての御説明があったということ、私は、私も承知しておるところであります。内容的にはいま御引用になったようなことであることも承知しておりますけれども、検察当局といったしましては、申し上げるまでもないと思っておりますが、個々の刑事事件が起こりました場合に、それぞれの具体的な事情といえますが、情状、そういうものはケース・バイ・ケースということになりますけれども、それぞれの事案に応じて十分考えて、それに応じた処置をとることを基本としておるわけでございます。

ですから、この流民と言われる方々に対する扱い、一般的に言えはそういう考え方に基づいてなされるわけでありまして、現にこういうような扱いがあるということでございますから、その点は十分検察当局の取り扱いにおきまして、頭に置いて、入管当局がいろいろなことを考えて、人道的な配慮をするものにつきましては、立場は違いますが、似たような考え方でも臨むことになるだろうと考えております。

○岡田(正)委員 大変言いにくい質問でありましたが、明瞭な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そこで、いまのお言葉に甘えて申し上げるわけではありますませんが、この際ちょっと希望を申し上げておきたいと思うのであります。入管当局の方が、難民としてあるいは流民として、認めてやるべきではないだろうかというような問題が出た場合には、単に外登法違反だから、入管法違反だから

ということだけをもって一般刑罰と同じような扱いをなさるならぬように、特に法務大臣は人道的な立場を尊重してということをしきりにおっしゃっていらつしやるわけでありまして、いま局長さん自身もその旨を言われましたが、ぜひ人道的に御配慮をお願いしたいと思うのであります。

それから、これからの入管にたいしては、後で新方針に基づくものは具体的に一体どういふものがあるかということをお尋ねしようと思っております。その中では、たとえば一日遅いであら残念でした、これじゃもうどうにもなりませんとか、あるいは第三国へちよつとおりてすぐ日本へ飛んでくればよかったものを、そのおつた期間が一カ月じゃいけません、二十五日なら結構でございますなんてことに内部基準がもしできたといういたしますと、その端境の人は、ああ残念なことをいたしましたというところになり得る可能性もあるわけでありまして、そういう場合にいたしまして、いずれにしてもインドシナ三国のベトナム、ラオス、カンボジア、そういうところから戦乱に追われて逃げてきたという境遇には何ら変わりはないわけでありまして、あくまでも人道的な対処をしていただきたい。

私の言うのは少しどぎつ過ぎるかも知れませんが、たとえば町を歩いておつて、その人が外登法違反であることがわかった。外国人ではあるけれども、証明書を持っていないということになれば、直ちに逮捕、すぐ留置場へおち込む。それから二十日間つづいては勾留をやる。そのあげくの果ては起訴する。そして裁判係属、その間は保釈もできないということになりますと、日本人が行いました犯罪の中でも殺人犯に相当するほどのいわゆる極悪人扱いの処遇になるわけでございまして、そういう点をぜひ御勘考いただきまして、戦乱の国を逃がれて頼るところもなく、金もなく知人もなく流浪しておる人たちに對しまして、日本という国は冷たい国だという印象を与えないように、ひとつぜひとも刑事局長さんの御配慮をお願いしたいと思うのであります。

さて次に、これもまたちよつと刑事局長さんには言いたくないのでありますけれども、裁判の独立という点から大変言いにくい問題で恐縮であります。私の仄聞するところによりますと、先ほど稲葉議員のお話の中にも出ておりましたが、東京高裁におきまして昨日第一回の公判が行われた由でございまして、そのときの出来事でありまして、チャン・メイランさんの裁判に当たりまして、このチャン・メイランさんは国連の、この人は難民でございましてという証明書を持っておるわけでありまして、難民であるという証明書を保持しておるから、それを弁護人側が、このチャン・メイランさんは普通の人じゃありません、難民ですからといつて実はその証明書を証拠として申請をした。そんなりと受けられるものだと思っておりましたら、あにはからんや、そのときおられました立会検事は、これを証拠として採用することには不同意であるということをおっしゃられたので、裁判官も検事がそう言うものを証拠としてとるのはと、これは裁判官の自由でございまして、検事の御意見には相当左右されます。そういうことになって、ついにこの証拠の申請が不成立に終わってしまった。聞くにどうも不思議な気がするのであります。

これからわが日本におきまして、難民であるかないかを査定しようという——どういう機関でやりになるかもこれから質問をしてまいりたいと思ひますが、その機関において難民かどうかを査定する。そこで、難民と査定された人も、世界全体で認められておるいわゆる国連で難民ですといつて認められた人、そんな人でもやはり日本じやまたもう一遍認定し直すのかなど不思議な気がします。証拠として採用するに足らぬなんてことになりまして、はあ、国連の難民の扱いをして

おりますところ、証明書を出した者でさえもだめなのかな、そうすると難民の判定というものは物すごく厳しいなという感じを私は受けるのでございます。

どうせいいこうせいということは言える筋合いでもございせんから、ただ、刑事局長に直接お耳に入れたかった、そして大臣のお耳にもこのことは入れておきたかったので、実はあえて申し上げたような次第でございます。

いま一つは、二十二日の法務委員会におきまして、私、一つの例として綾瀬警察に逮捕されておりますタオ・イン君の問題について御説明申し上げたのです。ところが、残念なるかな、刑事局長さんはそのとき不在でございましたので、いま一度その概要だけを申し上げておきます。

実は五月七日ごろに綾瀬警察署に逮捕されましたタオ・イン君というラオス名の青年であります。が、二十五歳ぐらいだそうですが、この人は一九七七年の十月ごろ、台湾バスポート観光ビザで来たのであります。が、ビザ切れになったまま不法在留ということになりました。ある日、この五月七日の一日か二日前でありまして、勤めております会社の社員寮で生活しておりましたところ、警官の尋問に会いまして、あなたは外国人ではないのか、そうです、証明書を出さない、いや、実は持つておらぬのです、それではあなたは外登法違反ではないかということになりました。綾瀬警察署に逮捕されたわけでありまして。

その後二十日間びつしりと勾留されまして、昨日、実は起訴されたというのでございます。一たん起訴されますと、いま申し上げましたように、裁判が終わるまでの間はなかなか保釈も許してもらえないというようなことであり、しかも、本人がそんなに大きな金も持つておらないということでございますので、私は大変心配をしておるのですが、司直のやられることに横やりを入れようとは思っておりません。

このタオ・イン君というのは、華僑のお父さんと純粹のベトナム人のお母さんとの間にござい

た三人の男の子と二人の女の子の五人きょうだいの長男でありまして、ラオスのビエンチャンというところで生まれて育った方なのであります。両親は、最初ベトナムのハイフォンにおったのでございませうけれども、その後サイゴンに出てきて二三年いたのですが、国内の政情不安定のため隣のラオスに行きました。幸いビエンチャンで大きなマーケットを経営できることになりました。これも聞いた話であります。このお母さんはなかなかの美人で、しかも働き者でありまして、非常に評判がよく、そのためにマーケットは繁盛したというのであります。

しかし、ベトナムに残しましたそのお母さんの御両親が戦乱の中におりますため、お母さんは大変心配をいたしまして、何人かの人と飛行機でベトナムに向かいました。ところがその飛行機は、ついに行方不明になったのであります。一説によりますと、ベトナムに撃ち落とされて、全員が死亡しているのではないかとこのころであります。が、家族の者は、死んだというのを信じたくないと書いて、涙を流しておられます。

（委員長退席、熊川委員長代理着席）

そういう状態で、ラオスも戦乱に巻き込まれたので、実は一家ばらばらとなり、あのメコン川を渡りまして、タイを経由して逃げたのがお父さんと二人の子供であります。これは次女と次男であります。三男はタイの難民キャンプからアメリカに参りまして、現在、永住権を得ております。

このタオ・イン君という本人は、日本に参りましてから、台湾における体の弱い父親と二人のきょうだいの三人を養うために夜も昼も働いております。一月働いて得た約十から十一万の金のうち五万円を本人の生活費にいたしまして、あとの残りの五、六万円を毎月台湾に送金しており、言うならば、一家にとつては大黒柱のような存在でありました。それがいま観光ビザ切れということでは不法滞在、なるほどこれは不法でありますからよろしくありません。しかし、その本人が逮捕されてはや一カ月を迎えようとしております。これか

ら裁判が始まりますが、一体台湾に残されたこの父親や妹、弟たちはどうなるのでありませうか。私は、こういう点にも人道的な配慮があつてしかるべしと思うのであります。

さらに、これはまた余談でございませうけれども、昨年の四月ごろに、実は特在を許された人が四人おります。その四人は、チャ・ダラ君、タオ・ボライ君、タオ・リフ君、もう一人は氏名がどうもつかめないのではありませんが、この特在を許された四人の人たちといま申し上げましたタオ・イン君という人とは、ビエンチャンの同じ町の中に住んでおった隣近所の人なのであります。お互いによく知つていたのであります。戦乱を逃れて出たことは間違いないのであります。ただ、本人が台湾でちよつと足踏みし過ぎたということが一つの大きな原因なのかもしれません。そういう入国の経緯は違つておりましたが、戦争で国を追ひ出された難民であることは疑う余地もございませう。もう一段落つて言うならば、流民であることには間違いないという人でございませう。

そういう人が七日につかまつて、実は昨日起訴されたという状態でありまして、このタオ・イン君の行方についても、チャン・メイランさんと同じように私は大変心配をしておるのであります。長い長い裁判を、どうやって金のない者がやつていくのでありませうか。いまわが日本には、笹原弁護士を中心といたします十五名ぐらいのこの弁護グループがあります。この人たちは全く無料の奉仕をいたしまして、こういう気の毒な難民諸君のために尽くしておられます。果たしていつまでこの無料の奉仕が続くのでありませうか、私は非常に心配するのであります。

難民条約を批准されるというこの重要な国会に当たりまして、入管令の改正がそれに伴つて行われるのですから、この際、検察当局に、法務大臣がわが委員会におきまして述べられましたその御方針、それから大鷹入管局長が述べられました新方針、そういうものが決してむだに終わらないように、私は心から願つてやまないものであります。

次に、入管局長の方にお尋ねをしたいと思ひます。

まず質問の第一は、五月二十二日にあいいうりっぱな新方針を打ち出していただきまして、私もこの関係者として、本当にやみ夜に光が差したなあという、全くそんな感じなのです。夜明けが来たというようないい感じをもつて受け取つておるのであります。しかし、さて今度はその新方針を受けてみんなはどうしたらいいのだからかという質問になつてきますと、実は、はたと行き詰まるのであります。喜んでばかりおられぬのであります。したがって、具体的にお願いをするのであります。この新方針に基づいて特別在留許可を出しますよ、そのことについてもうちよつと具体的にはつきりしたことを述べるわけにはいかぬでしようか。

○大鷹政府委員 インドシナ三国旧旅券による入国者及び第三国の旅券を不正入手して入国した者につきましては、それらの事実が確認されればおのづから結論が得られることだと思ひます。第三国旅券を正規に取得して本邦に入国した者につきましては、事案の態様を踏まえてケース・バイ・ケースに処理することとなる以上、これからの個々の具体的事案の処理を通じておこたえするといふほかにないわけでございます。

○岡田（正）委員 しかば、その手続の方法はどうやたらよろしいのでございませうか。

○大鷹政府委員 流民と言われる人々は、そのほとんどの人が不法残留者と思われまふので、まず入管の出先機関に出頭していただくことにならうかと思ひます。その上で入国時期、入国方法、不法残留後の生活状況について陳述し、あわせて自分の主張を裏づけるいろいろな資料、たとえば旅券であるとか身分証明書とかいうものであります。が、こういうものを提出してもらい、所定の審査手続を経て法務大臣の裁決を待つことにならうか。

○岡田（正）委員 そこで、午前中の稲葉議員の御質問でも、どうもちよつと回答に納得がいかなか

ったのでありますが、流民であるか難民であるか、いずれにしましても、流民と言つても私は難民だと思ふのでありますが、そういうものを認定するのは今度は法務大臣になります。その法務大臣が、これは難民だあるいは難民に準ずる流民だ、という認定をなさいますその機関、それは一体どこなのですか。

○大蔵府委員 難民の認定は法務大臣がされます。そして実際の難民認定の手続は、入管の当局の中に設けられるわけでございますが、東京入管の本部に難民認定についての体制を整えます。さらに、地方入管局に法務大臣が指名されます難民調査官を配置する、こういう体制を考えておるわけでございます。

○岡田(正)委員 そういたしますと、いま私が難民としますね。それで、今度法改正によりまして、速やかに出頭してくれば刑を免除するよという法律もできることとなりますね。ということになると、新しい方針も出たし、うんこれならいけるかもしれないねと思つて出てきますね。それでいまの東京入管の本部ですか、そこへできる何や委員会とか何とか審査官というふうなもの、ところへ行くと、行きます、いろいろその時期だとかあるいは動機だとか入国の方法とか、資料があればそれを提出するというふうなことをするのです。こう言うのであります。

さて問題は、どんな出頭してきないよと言いましても、新方針も出ましたし遠慮なく出てきないよ、こう言つても、実際には行つて取り調べを受けるときに、言葉が余り十分でない三国人として、当然だれかに付き添つてもらいたいという気持ちがありますね。たとえば弁護士についていつてもらうとか、あるいはもうすでに特在を受けておる友達に連れていつてもらうとか、あるいは国際親善の会の幹部の人についていつてもらうとか、いろいろな方法がありましようが、本人単独では心細くて、日本語も十分じゃない、余りしかとも読めないというふうな人が、一人で部屋の中へびしゃつと閉じ込められて、そしてど

うだ、どうだ、どうだと調べを受けたら、相当な精神的な強迫観念といいますか、汗びつしよりのような状態になると思うのです。

そういう点で、取り調べをされるときに、本人が出頭して取り調べを受けるときには、付添人をつけてもよろしいというやり方をなさうとするのですか、いかがですか。

○大蔵府委員 出頭をされるときに、だれかほかの人が同行するというようなことまで拒むつもりはございませんけれども、難民認定手続の過程の間にずっとそういう方が一緒にいらつしやる必要があるかどうか、この辺はこれからいろいろ手続を定めていくつもりでございます。

なお、先ほど先生からお話ございましたけれども、いま問題になつております流民でございますね、これは難民条約の「難民」の定義からいいますと「難民」には入らないこととなります。これはすでに第三国の国籍をもちつて、その国の保護に入つていゝことと、定義上外されるわけでございます。もちろん、そういう方が難民認定の申請をされることは自由でございますけれども、私どもは難民条約の定義に合致した人を難民と認定するわけでございますから、その結果難民と認定されないということもあらうかと思ひます。ただ、難民と認定されない場合でも、先ほど先生がお触れになりました新しい方針に基づいて法務大臣の特別在留許可を下すかどうかは、その新方針に照らして判断をしたい、こう言つてい

るわけでございます。それから、先ほど先生おつしやいましたけれども、流民が不法残留して、その人たちが遅滞なく自分は難民であるということを入国審査官に申し出て、その後で不法残留の罪が免除されるというふうなことをちよつとおつしやいましたけれども、この場合は、あくまでもその本人が自分が難民であるということを主張し、その難民であることが裁判所によつて認められなければなりません。ところが、こういう流民の人々は難民条約上難民の定義には当てはまらないわけでございます

から、ほかの特別の事情があれば別ですけれども、一般的に言えばそういうことでございますから、したがつて、ただいまの刑の免除の対象にもならないということでございます。

○岡田(正)委員 さて、そういうふうなことでこの問答をやりとりいたしましたし、なかなか微妙な、きわどいすうつと間を縫うような問題が出てくるのです。だから、私は難民だと自分で信じて、そして難民の認定を受けたと言つて出頭してくる、そしてその手続というのはまだこれから決めるのだということでございますけれども、手続の方法はいままだはつきり決まつておらぬわけでしょう。これから決めるのでしよう。そういうことになつてまいりますと、一応出頭してくれば、東京入管を本部といたしまして、そして地方の入管には調査官を二人置いてそこで調査いたしますよ、こういうことでありますが、出ていくには出たければよし、あるいは新方針の中の流民に入ればよし、だけれども、それにも入らなかつたというふうなことになる、ときにどうなるのだろうか。

そうすると、よう来たのう、おまえは難民にも流民にも入らぬよ、よう来た、入れ、ほんとどうり込まれたんじや、がちゃんと鉄のとびらが閉まつたんじや、これは何しに行つたのか、まさに正直者がばかをみるというふうな感じが、まさに正直者が、そういうときにはどうなさいます。難民でもない、それから新方針に基づく流民でもない、ということが調査でわかつた、いまこの机の上でわかつた、途端にばんと手錠をかけてほうり込むのですか、どうなるのです。

○大蔵府委員 その場合は入管令上の手続によることとなります。その結果、強制退去の手続が進められることになると思ひます。

○岡田(正)委員 そんなです。そこで正直に出頭してきた者について、あなたは難民でもないよ、流民でもないよ、したがつて、あなたは許すべからざる不法滞在者であるから、強制出国だと

いつて強制退去令をばんと発行いたしよと、その人はもう間違ひなくパスポートに赤スタンプを押されまして、そしてそのスタンプを押されたパスポートを持ってよその国に行けば、よその国へ行つたらこれは犯罪者扱いですね。そういうむごいことをする必要はないではないか。

本人が正直に出てきて、そして難民でもないのですか、流民でもないのですか、それじゃ仕方がない、特別滞りもお許しが願ふということになれば、私は自分の力で出てまいりますよというときに、いや、それでもお出でまいり出でいけ。本来言うたら、強制退去というのは、日本の国の税金を使つて飛行機代を出して送り届けるのでありますけれども、あなたが自分の費用で出るというなら結構よ、行きなさい、そのかわり強制退去令という令書だけは発行する、それで飛行機に乗るときには赤いスタンプをばたつと押してやるのだということじゃ、これは余りにもかわいそうじゃないですか。

だから、いま一ついわゆる退去勧告というふうな方法もあるのでございます。この正直に出てきた人に対してまで、審査の結果いゝゆる不法滞在だということになつたら、強制退去令を発行して赤スタンプを押して出すというふうなことだけはすべきではない。せめてそこだけは守つてあげて、やはり退去勧告といひますか、そういうふうな程度で済ましてあげる。しかもその退去する、どこかへ行く第三国の手続が終わるまでの間は暫時特別に短期滞在を許す。それは不法在留者だから、強制退去令を出すのだから、その退去令を出すと同時に手錠をかましてばんと収容所へほうり込んでしまふというふうなことをするのはなくて、正直に出てきたんだから短期滞在を許しましよ、そしてあなたに退去勧告をいたします。だから手続をいち早く済ませてあなたの目がける国へ、どこかへ行つてください。せめてこのくらの武士の情けというのがあつてもいいんじやありませんか。いかがでございますか。

○大蔵府委員 先生ただいま退去勧告、出国勧

告のことをお触れになったんだろうと思うのでありますが、出国勧告という運用は、不注意で一日とか二日とかいった非常に短い期間不法残留した者について、退去強制手続によって退去させるのはいかにも酷であり、行政経済的にも問題があると思われることから、実務の運用上行われている制度であることをまず御理解いただきたいと思ひます。

御指摘の潜在していた流民のほとんどの者はかなり長い期間にわたって不法残留していた者であり、出国勧告制度を適用する余地はないものと考えております。また、入管令上は、不法残留等の令違反者については、すべて身柄を拘束して退去強制手続を進めるのが原則とされておりますので、自発的に出国するとしても、違反調査、審査という定まった退去強制手続が終わった後、初めて自費出国が許されるのがたてまえでございます。しかし、早期の出国を希望して入管へ出頭してきた者等につきましては、違反態様によつては速やかに退去強制手続を終えて出国をさせているところでございます。

それから、第三国向けの出国につきましては、どここの国に出国したいという希望を持っておられる場合には、できるだけその希望に沿つて処理するようにいたしております。

なお、強制退去手続が進められている間の身柄の問題でございすけれども、逃亡のおそれがなければ仮放免という道も開かれておりますので、短期特在という変則的な運用はいま考えておりません。

○岡田(正)委員 よくわかりました。仮放免という方法もあるんだしということでございますが、これは運用としてよくわかるのでありますが、ただ、いま現在の入管令あるいは内部手続においてどう決まっておるから強制退去にしなければならぬということですね。なるほど今度の法律案を見ても、これはやはり強制退去を命ずるというふうになっております。なつておりますけれども、しかしながら、そこには難民条約を批准する国と

して、難民ではないよというような場合の判定というのきわどい差があるわけでしょう。きわどい差がある。明瞭にがばつと、だれが見ても、第三者が判断しても、これは難民でもなければ流民でもないよというふうなものではないと思うのです。流民の線から外れた人でも、やはりこの人は残念なことをしたなというケースがずいぶん出てくると私は思うのです。

そういう人たちがいま日本の国の中に潜在しておるといふのは、日本の国にとつても好ましいことじゃありませんね。好ましいことじゃなければ、できるだけ出頭してきてもらつて、厳正に審査を受けてもらうのが一番いい。これが国内的にも一番いいわけですね。ところが、そういうわけみずから出頭してきた者に対して、よう出てきたな、規則はこうなつておるから、なかなか殊勝な心がけではあるが、しばらくの間牢屋へ入つておれというふうなことでは、これは余りひどいことないですか。これはもううちよつとその運用の面で考えられる点があるんじゃないかと私は思うのですが、重ねて質問をいたします。

○大鷹政府委員 難民と認定されなかった、また流民として新しい方針の対象にもならなかったという方につきましては、私どもは入管行政を入管令という法律で適用しておりますので、これは退去強制に訴えざるを得ない、退去強制手続をとらざるを得ないということでございます。ことに、こういう方々は、不法入国あるいは不法な残留という刑罰法令にも関係する方々であるということをも、この際御指摘申し上げたいと思ひます。

○岡田(正)委員 それでは、時間がありませんので次に参ります。

自分で自主的に考えて、これはやはり第三国へ行くべきかと思つて成田へ行つた。成田の空港に行きましたら、おお、いいところへ出てきたなと言つて、そこで成田の収容施設へがばつと入る。長い人になりますと、たしか昨年の質問では、そんなに長くおめくことはありませんよ、三日ぐらいですやんということを言つておりました。

たのに、どういふことをやっておつたか調査をするのに三日ぐらいですと、こう言つておりましたのに、つい最近でも、一週間ぐらい前のことになると思ひますが、四人の青年の諸君が出国するときに、二人は無事に出してもらつて、残りの二人は一人が八日、一人が九日という長期間成田空港へとめられておりました。

これなんかも、自分の考えで出ていこうとしておる、強制退去でも何でもないのですよ。自分で自主的に出ていこうとしておる者をとめて、そしておまえの友人はどんなのがおつたか、おまえどこで生活しておつたか、何を食べておつたか、どれくらいもうけておつたか、どういふ交友関係があつたかというふうなことを調べて徹底的に追及する。これは同じ東洋民族ですから、やはり義理とか人情とかいふことは同じものがあるのですよ、共通のものが。いままで世話になつた友人の諸君たちに何で後足でどろをかけるようなことをして行かれようかというので、本人ががんばる。がんばればがんばるほど勾留期間が長いということになる。逆になるわけです。こういういわゆる自分から出ていこうとするような人たちを余り成田やあるいは羽田、羽田には施設がありませんから羽田はすぐ東京入管へ持つてきかやいますけれども、そういうことはなさる方がいいのではありませんかと私は思うのですが、いかがですか。

○大鷹政府委員 みずから出国せよとする方でも、出国手続をとる間に不法入国あるいは不法な残留していったことが発覚するわけでございます。この場合には、入管令上退去強制手続をとらなくちゃならないということになっております。そのためには、身柄を収容してそして具体的な審査が行われるわけでございます。この審査には、先ほど先生からお話ございましたけれども、私どもの資料によりますと、大体成田入管の場合には、平均三日ぐらい時間がかつていますのでございます。もちろん若干それより長いケースもあるようでございますけれども、これは飛行機の便の都合とかいろいろなことでも長くなつてい

るといふことでございます。

○岡田(正)委員 時間がなくなりましたので、最後に大臣に希望をしておきたいと思うのでありますが、この難民条約を批准するのにも余り自慢にはならない、先進国としては非常に恥ずかしい八十一番目か二番目というふうな状態でありまして、た、胸を張つて言えるのは、アジアでは一番目ですということができる程度でございます。そういう点は大臣も率直にそのお話をされて、もつと早くするべきであつたということで、大臣の姿勢というの私は私もう終始一貫りっぱなものだと評価をしておるのでありますが、この難民条約の批准に伴ひまして入管令のBができてまいりました。先般可決になりました入管令Aがあります。いずれにいたしましても、これは両方一緒にして運用されるわけでありまして、いまいろいろ質問を通じて明らかになりましたのは、やはり認定するのはだれかということもまだはつきりしてない、あらかたこんなことにしよう、東京入管に本部を置きましょうというふうな程度でございます。私どもも、法務大臣が認定をして、不服があれば法務大臣へまた言うてこいという何か非常に変な制度だなということも実は頭の中にあるのでありまして、いろいろ疑問がありますけれども、審議の時間も限られております。あえて多くのことを申し上げませんけれども、要は、この内容そのものは私は非常な大前進であると思ひまして、そのこと自身は評価を高くしておるのであります。

しかし問題は、それを運用するのは人でありまして、法律を運用するのは人でありまして。その運用する人の心の中に、いわゆる温かい、人間が人間を愛するということ、人間が人間をやつつけるのではない、人間が人間を愛し、お互いが助け合つていこうではないか、それでこそ世界がもてる、そういう感覚を持つて愛の精神で法の運用をしていただきますように、ぜひともひとつ部下の方々にも周知徹底をお願いして、さすが日本という国は温かいという評価を受けることができますように

に大臣の一層の御監督を希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○熊川委員長代理 安藤巖君。

○安藤委員 最初に、この出入国管理及び難民認定法案、これは難民条約の批准に伴うものでありますけれども、入国管理局の業務として、難民に対する処遇について現行法と比較してどういふところが端的に言って改善をされるということになったのかということをお尋ねしたいと思うのです。入国管理局としてはどういふふうにその辺のところを理解しておられるか、いかがですか。

○大鷹政府委員 このたび入国管理令の改正案の中に盛り込みました難民認定手続によって難民と認定された者につきましては、入管令上次のような取り扱いがございます。

第一は海外旅行でございしますが、海外旅行につきましては、難民に対しては難民旅行証明書というものを発給します。これは難民条約の規定を受けたものでございします。

それから、第二に永住でございしますが、難民と認定された方につきましては、本法における適用を促進するという見地から、一般永住の要件——一般永住は日本の国の利益に合致する場合で、かつ次の二つの要件を満たさなければいけないこととなっておりますが、その二つとは、一つは素行が善良であるということ、第二が独立生計維持能力があるということでございますが、難民と認定された方につきましては、その独立生計維持能力という要件を取り払うことにしたわけでございします。これが第二の点でございします。

第三の点でございしますと、これは退去強制手続に関するものでございします。入管令第二十四条四号の規定によって退去強制手続が進められていた難民に対しては、難民であるというところのために特別の在留許可を法務大臣が与える考慮の対象になるということで、いわば法務大臣の裁決の特例というもの適用される道が開かれたわけでございします。

これが、今度の難民条約に伴う入管令改正に伴って難民に対して新たに与えられる大体の処遇でございします。

○安藤委員 いろいろ入国管理局としての立場からの改善点というのを伺ったわけですが、この「出入国管理の回顧と展望」、これは法務省入国管理局のつくったものですね。これの二百五十一ページにも「難民条約への加入は、条約上の難民に対して条約に規定されたおりの保護を与えることになる」ということと、難民に認定できる人とならない人とを分けるということだといふような記載もあるわけですね。だからそうしますと、いまおっしゃったようなことが難民に認定するかどうかによって違ってくるわけですが、認定されるというふうなことになる。それから、いろいろな社会福祉面においても、この前も連合審査でいろいろ議論がなされましたけれども、内国民待遇を与えるというふうなこともなってくるわけですね。

それからもう一つ、いろいろ時間の制約もあるから私の方で先に言いますけれども、今度の難民条約加入に伴う法改正に従って、いろいろ入国管理局の中、大きく言えば法務省の中でのいろいろな配置等々についても異動があるんじゃないかということ、全法務と言われている労働組合があるわけですが、その労働組合との、これは団体交渉と大きく言っていると思うのですが、業務の性質はこれまでの規制的な事務から保護的な事務になるというところに質的な違いがあるんだというふうな言っておられるということなんです。ね。こういうふうな考えておられるということも間違いないというふうな考えてよろしいのですか。

○大鷹政府委員 入管の行政には、規制的な面とそれから行政サービスと申しますか、そういう面と両方あるだろうと思います。規制というのは、好ましくない外国人の入国を拒否したり、あるいは退去を強制したりすることでございますが、行政サービスとなりますと、これはいろいろござ

います。先ほど申し上げました永住手続もその一つでございますが、今度の難民条約加入に伴って私どもが諮りしております難民認定手続によって難民と認定された人に対する処遇というのは、非常に多く行政サービスの面があるかと思えます。

○安藤委員 いま私が紹介したのは、今月の十五日に入管局の法務専門職の方が全法務労働組合の代表に言明をされた言葉で、いま大鷹入管局長がおっしゃったのも大体そういうようなことだと思ふのですが、そうしますと、これはくどいようにすけれども、大臣、やはり中身と法案の名称とは——あるいは法律の名称ですね、いまは法案ですけれども、合致しておった方がいいのじゃないか。

私、どうしても気になってしょうがないものですから、重ねてお尋ねするのですけれども、出入国管理の方はほかに譲りまして、「難民認定法」というのじゃなくて——「難民保護法」とまではいきません。認定も入るし、保護的な事務も入る、そして先ほどおっしゃったようないろいろな処遇を与えるということになるわけですからね「難民認定法」というのじゃなくて、「難民法」というふうな法案の名称を変えるべきが至当ではないか。かえて中身と一致する。これは対外的なアピールとしても大いに意味があることじゃないかと思うのですが、こういう名前前で法案を提案したんだからというふうなこだわり方をされないで、考えていただく余地はないか、くどいようですけれども、再度重ねて大臣にお尋ねいたします。

○奥野国務大臣 この法律に規定をしておりますのは難民認定に関するものでございまして、その人の生活を守っていく、健康を守っていくというのは、厚生省関係の諸法令でございしますし、労働関係についてはいろいろお世話することはまた労働省関係の諸法令でございしますし、難民を処遇していくことを網羅して規定しているわけではない。難民のうちの認定関係の法律だと御理解いただきたいわけでございまして、出入国のことは難民に

ついても当然あわせて規定されているということでございます。

したがって、「難民法」と言うには少し面映ゆい感じがするわけでございまして、やはり法の内容を題名によって明確にしますためには「認定法」とさせていただいた方がわかりやすい、こう思っております。

○安藤委員 まあ、この議論をあれこれやっておいても時間がもつたないとは思いませんけれども、制約もありますのでやめますけれども、どうも私はしつくりしないのです。いつかの機会でもまた一遍議論したいというふうに思っております。

ところで、法案の二条の十二の二ですか、難民調査官、これはこれまでの議論になつてきたのですが、難民調査官を「難民の認定に関する事実の調査を行わせるため法務大臣が指定する」、そして指定の対象は入国審査官という規定があるわけなんです。これは難民調査官という職名というのか、官名というのか、それがきちつと出てくる、そういう職名として難民調査官を設けられるというふうに理解してよろしいのですか。

○大鷹政府委員 そのとおり御理解くださって結構でございます。

○安藤委員 そうしますと、入国審査官の中で難民調査官に指定される人が出てくる。入国審査官でありながら、難民調査官の業務も、そして職名を受けてもう一つ追加の辞令をもらう、二つの辞令をもらって兼務ということになるのですか。

○大鷹政府委員 そのとおりでございます。

○安藤委員 そこで、先ほど難民認定の業務についてはそれ相應の体制を整えるんだというふうに答弁をしておられたのですが、たとえば難民認定課、そういうような課を別個に設けられることになるのでしょうか。まず、それをお尋ねします。

○大鷹政府委員 目下、法務省入国管理局の中に難民認定を取り扱う何らかのセクションを設けたかと思っております。それが果たして課という体制になりますか、あるいはどういふ体制になるか

わかりませんけれども、難民認定の仕事は十分にこなせるだけの体制をつくるというのを考えておるわけでございます。

○安藤委員 それはいろいろ御検討を願っているということですが、人の配置の問題でいろいろ気になる向きもありますのでお尋ねするのですけれども、いま入国管理局に警備課、入国審査課、総務課、資格審査課、審判課、登録課とありますね、大体どの課に入りそうかどうか。さうまでは、まだ煮詰まっておりますか。

○大蔵政府委員 これはいろいろな行政、財政上の制約とかそういうものもございますので、そっちの方の影響も受けるわけでございますけれども、私どもとしてはいろいろな可能性を現在検討しております。

いま先生が御指摘になりましたいずれの課にも属さない形のこともありましょうし、あるいはそのうちのどれかの中に形の上では含まれるというものもあり得ようかと思ひます。

○安藤委員 別個に課というのを仮に設けられるとすれば、課長さんが要ることになりますし、そうでなくとも、いまおっしゃったようにそういう業務をしつかりこなしていくような体制をとっていくということになれば、それに相応した職制というものも必要になろうかと思ひますが、いずれにしても、そういうようなことも考えておられるというふうにお聞きしてよろしいわけですか。

○大蔵政府委員 職制ということの意味、よくわかりませんが、課長さんでいいんじゃないでしょうか。法務省入国管理局の中に難民認定を取り扱う何らかの体制、十分の体制をつくりたいと考えておるわけ、その体制の中に入りたて担当の人々は、こういう難民認定問題を専門にやる、こういうことになろうかと思ひます。

○安藤委員 条約との関連があるのですが、今度法改正になりますと、いろいろなお尋ねをしております難民調査官の業務、これはたくさんあって大変なことになるんじゃないかと思うのですけれども、ふつと思つただけでも、各国の人が来るわ

けですから、その国の状況なども知っておく必要があろうと思ひますし、あるいはその国の法令とか国際法、そして言語が達者でないという気もするのです。だから、そういうような能力といひますか、資格といひますか、どうしても要請されると思うのですが、そういう人を特別に養成するというようなこともお考えになっておるのですか。

○大蔵政府委員 難民調査官は、先生がただいまおっしゃいましたように、確かに相当広い知識、素養が必要でございます。現在の難民問題についての理解、それから難民問題が起きている国についての知識、それから、できればそういう人たちの言葉を知っているということ、そのほかに国際法についての知識、いろんなものがあると思ひます。

現在、入管の中には相当人材がおりまして、こういうものについて必要な知識を備えている人もあるわけでございます。しかし、それだけで十分とは考えておりません。難民調査官をこれから指名していきましますらば、そういう人につきましては研修制度を活用するなり何なりいたしまして、難民調査の仕事に支障がないようにしたい、こう考えておるところであります。

○安藤委員 条約の中身を見ましても、難民に認定するについてはこういうような条件が必要だ。一番の中身は、第一条のA(2)ですか、この中に書いてあるようなこと、あえて読みませんけれども、いわゆる「迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖」を有するかどうか。だから、これはある程度客観的な事実を把握する必要があると思うのです。こういうのももちろん調査しなければならぬと思うのですが、そのほかに、条約の関係だけでもいいのですが、一条の何と何の項を調査の対象にするのかということも教えていただきたいと思うのです。

○大蔵政府委員 難民認定手続におきまして、難民認定の申請を行った外国人が、条約の第一条に掲げてあります難民の定義に当てはまるかどうか

ということを認定するわけでございます。それに必要な調査を行うのが難民調査官ということになります。

それでは、難民調査官の仕事は何かと申しますと、難民認定に際しまして、難民であるということとを証明する責任と申しますか、それはもちろん申請する人にあるわけでございます。その申請する人が行った陳述を客観的に裏づけるというのが難民調査官の仕事であると御理解くださって結構でございます。そのためには、難民認定申請者の陳述が十分でない場合には、調査官は、その友人であるとか、知人であるとか、親戚とか、そういう人たちに当たつて、そういう人たちの出頭を求めていろいろ質問をすることもございまして、さらにUNHCR、国連の難民高等弁務官事務所に連絡をとつて、そうした人たちの持つていような知識を活用するということもございまして、また、難民認定申請者の出てきた国々の事情というものをよく知ると知るとは、外務省を通じて在外公館の協力を得て資料を集める、こういう仕事もあらうかと思ひます。

いづれにしても、難民調査官の仕事は難民認定を申請した人の陳述を裏づけるためのいろいろな仕事をやる、こうお考えくださつて差し支えないと思ひます。

○安藤委員 そういうようなことは、これまでいろいろ質疑があつて、御答弁をなさつておられるのを聞いておりました。大体理解をしておるのですが、いま私がお尋ねしましたのは、たとえば条約の一条A(2)の事実と、このほかに一条の「Aの規定に該当する者についてのこの条約の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する場合に、終止する。」これは消極的な方ですね。こういうような事実も調査官の調査の対象になるのかどうか。これは恐らく間違いないのだらうと思うのですが、改正案の六十一條の二の三ですか、この関係では、法務大臣が「取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。」とあるから当然だ

らうと思うのですが、これも入つてくるのか。それからさらには、これもマイナスの条項ですが、「次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者については、適用しない。」F項ですね。こういうようなことも難民調査官の調査の対象になつてくるのかどうかということですが。

○大蔵政府委員 ただいま先生がおっしゃつたとおりでございます。つまり、第一条Aが難民の定義についての積極的な規定でございまして、積極的な規定だけではなくて、消極的な規定の一つがCであり、もう一つがFでございまして、積極的な規定に該当するだけじゃなくて、消極的な規定に該当しないということも調査する必要があるわけでございます。したがつて、難民調査官の仕事はそういう広い分野、この定義の定めておる広い範囲に及んでいとお考えくださつて結構でございます。

○安藤委員 ついでにお尋ねしますが、一時庇護のための上陸の許可「十八條の二です。この中身については後でまたお尋ねしますが、一、一項の一号に「その者が難民条約第一条A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体上の自由を害されるおそれのある領域から逃れて、本邦に入つた者であること。」という、この一時庇護のための上陸を許可するかどうかの事実の調査は、難民調査官の調査の対象にはならないのですか。

○大蔵政府委員 一時庇護上陸制度の場合には、難民調査官ではなくて、入国審査官がこれに当たります。

○安藤委員 とにかく難民調査官、新しくそういう職名を設けられて万全の体制をとっていくというお話ですが、なかなか大変な仕事だという感じがするのです。

そこで、難民調査官として指定された人は、入国審査官としての仕事はとてできなくて、もつぱら難民調査官としての仕事に専念をするというふうにならねばならぬと思ひますが、そういうことではなくて、やはり入国審査官としての仕事も

○妹屋説明員 実際の仕事の量によって変わります
ると思いますが、一応の目安として考えられます
のは、各地方入国管理局に最小限度一名の調査官
は必要と思われますし、特に仕事の量が多いと予

えるという状況にあつて、入国審査官の人は、成田でも大阪の方の空港でも、ほかの国際空港になつてゐるところなんかでもきりきり舞いをしてゐる。とてもじゃないが、人をふやしてもらわなくちやならぬ。ところが、五十六年度で全体として、これは入国審査官ばかりではないですけれども、もつとふやしてほしいという非常に切実な要望が

○大鷹政府委員 当面、難民認定の申請を受ける方々としては三つのカテゴリーがあるんじゃないかかと思ひます。一つは、いわゆるポトピープルとして現在一時滞在していらつしやる方々です。現在千四百名近くおられるわけでございます。それからもう一つは、定住のために日本に来ていらっしゃる方々でございます。現在すでに入国していらつしやる方は六百名を超えているわけでございます。第三番目に、インドシナ三国の旧旅券を持つていて日本に留学していただけれども、政変とか動乱のためにもう帰れなくなつて、その結果日本に

幾日間の間に認定をするかどうか、あるいは却下するかどうかということについては、全然この方法には書いてない。できるだけ早くということになるかどうかと思うのですが、これはやはりいろいろ国際的にも、日本が条約を批准、加入した、にもかかわらず、難民認定申請をしてもちっとも事務局がはかどらぬ、いつまでも長蛇の列だということになることになったら、これは大分国際的な問題になるのじゃないかと思うのです。だから、そういう体制が必要だと思うのです。来年の一月一日からこの法施行と同時に、いまおっしゃったような、とにかく難民調査官という人はきちっと配置しなければならぬと思うのですが、そして入国審査官の業務は差し支えないようにしなければならぬと思うのですが、そういうような体制はとり得るといふことは断言できますか。

○大蔵政府委員 ただいま先生がおつしやいましたボートピールでございますけれども、ボートピールは、ほとんどすべての人が、実は日本に

ずつといふことではなくて、第三国に移りたい、第三国に出ていきたいという方々でございませう。ところで、日本で難民の認定を受けますと、その第三国が、すでにその人々は日本で難民としての保護を受けているということで、入国を拒まれる場合がございませう。したがって、そういう事情もあって、ポートビールの人々のうち果たしてどのくらいが難民認定の申請をするか、わからない面があるわけがございませう。いずれにしても、来年一月一日施行後そういういろいろな人たちが申請に来るだろうと思いますが、現在そういうことも十分検討いたしまして、その際漏れないような体制を整えるべく、準備しているところでございませう。

○安藤委員 それは、私の見通しが誤っておるか、局長の見通しが誤っているか、どちらかということとはそのときになってくればわかるわけですが、ポートビールの人が日本に定住を望まなくて、主としてアメリカとかそちらを希望しておられるということは、日本が難民条約批准をまだしていない段階、そして批准をすればこうなつてこうなつて内国民待遇も与えられる、こうなるということになると、考え方が変わってくる人も相当出てくるのじゃないかと思うのです。だから、ポートビールでいま日本に在留している人のほとんどは認定申請をしないだろうというのは、どうもちょっと甘いんじゃないかという気がするのです。だから、相当数の人が認定申請をするんじゃないかというふうな構えが必要があるんじゃないかと思うのです。

そこで、万漏なきを期するために万全の体制を整えるんだというふうな言っておられるんですが、先ほどちょっとお話ししました労働組合のいろいろな入国管理局の法務専門職の方の話によりますと、一月一日にこの法が施行になつても、組織替えは行わないで現在の体制でやっていくんだということを言っておられるそうですが、それはどうなんですか。そうなつたら、これは万全の体制とは言えないと思うのです。

○妹尾説明員 お答え申し上げます。

恐らく、その説明は、一つの可能性ということと組合の方に御説明したんだと思いますが、その点につきましては、説明のときの状況、私の方から後ほどチェックいたしまして、いずれ私も組合の方に、その点を含みましていろいろな問題についてお目にかかることになっておりますので、その際、詳しく状況とそれから私どもが考えておることを御説明したいと思っております。

○安藤委員 そのときの話では、いろいろ説明を今後されるそうですが、とにかく年度変わりは四月一日ですから、五十六年度の予算ではそういうような特別に人をふやすとかいうことは当然組まれていないということ、四月一日からだけれども、七月の第二臨調がある、行政改革の声がかまびしいといふようなことでもつて、どうも私の聞いた感じでは、恐る恐る、第二臨調の結果を見てから、こういう人員の配置等についても申し出ようというようなことを考えておられるみたいな印象を受けたんですけれども、そういうようなことでもないんですか。

○妹尾説明員 うまくいかなければそういう可能性があり得ると思いますが、その辺は突っ込んで関係官庁との話もしておりますので、いろいろな可能性を頭に置きながら対処したいと思っております。

○安藤委員 そこで大臣、いまいろいろお尋ねしておるんですけども、条約を批准してこの改正案がいよいよ法律になつて、来年の一月一日から施行ということになつて、難民認定申請が相当数一時的に、六十日間と限つてありますから殺到するんじゃないかと思うのです。そのための体制は十分かということをお尋ねをしまして、十分にやるんだという答弁はいただいているんですけども、本当にできるのかどうかということになると、私、気になつてしょうがないのです。

(熊川委員長代理退席、委員長着席)
だからその点で、この難民調査官、いま十数名というふうにおっしゃったんですけれども、これは

別枠でふやすということを考える。そういうことを考えないと、入国審査官から簡単に言えば引っこ抜くわけですから、そちらの難民調査の仕事をするために。そうするとそれだけ手薄になるわけです。入国審査の仕事もきりきり舞っているといふことで、そちらの方へも影響が出てくるのではないかという心配です。

きつと難民条約に加盟をして、おっしゃるやうに難民認定をして、そしてしかるべき処遇をちゃんと与えるといふようなことをきつと日本がやつていくためには、そういう受け入れ体制をきつと整えなくちゃいかぬと思うのですが、そういう点についてまた国際的なあれこれ、何もなりはせぬじゃないか、事務が完全に停滞している、結局口ばかりじゃないかといふような国際的な批判あるいは非難を受けるようなことがあつてはならぬと思うのです。だからそういう点で、法務大臣にも、人の配置の問題について、人員枠の拡大の問題について、がんばつていただく必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでございませう。

○奥野国務大臣 安藤さんの御注意に留意しながら、時勢の進展に応じて遺漏のないように努力をしてみたい。

○安藤委員 努力をお願い申します。

そこで、これは先ほどちょっと話が出ておりましたが、窓口は結局、難民調査官を各局に一人ずつ、忙しそうなのは二人ということをおっしゃつたですね。すると、いまある各局がそれぞれ窓口になる、本庁も窓口になる、こういうような仕組みになりますか。

○大蔵政府委員 そのように御理解くださつて結構でございます。

○安藤委員 そこで、ちょっと細かいことをお尋ねするのですが、法務省の中では、たとえば人権擁護関係の保護観察官の人には人事院規則による給与の調整額が八割ついているという話ですが、入国審査官にはついていないようなんです。労働組合の方からも、入国審査官の仕事の関係でこの調整

額をつけてほしいという要求が大分以前から出されていることは御承知のとおりですが、それに就いて前向きに検討をさせていただくということにならないのか。これが一つ、今度難民調査官に入国審査官から指定される人ですね、先ほどからお尋ねし、答弁をいただいておりますが、先ほどから大変な仕事をするわけですが、そういうことを考えていただけるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○妹尾説明員 お答えいたします。

まず、入国審査官一般につきまして俸給調整額の対象にできないかという問題でございませう。この問題は、私どもかねてから承知しております。今後とも宿題として考えていきたいと思ひております。

それから、もう一つ御指摘のございました難民調査官の問題でございませう。入国審査官の場合にも同じことがあるわけがございませうが、先生御指摘のとおり、俸給の調整額の対象というのは、一般職の職員の給与に関する法律で人事院が定めることになつておるわけがございませう。いずれにしても、いろいろ仕事が大変なことは先生の御指摘のとおりでございませうが、こういう難民調査官に任命される入国審査官について給与の調整額の支給対象官職というふうなことができるかどうかという点につきましては、さらに、関係当局と協議いたしまして今後検討していきたいと考えております。次第でございませう。

御参考までに申し上げますと、御承知かもしれませんが、現在入国管理局関係では、入国者収容所の医師、看護婦、薬剤師、栄養士がその対象になつております。

○安藤委員 検討をいたしますということは、悪く言うともやらないといふことなのだという悪口を聞いてもおりますので、そういうことではなくて、前向きに善処をするという方向で御検討いただきたいというのを要望しておきます。何か前向きにという答弁をいただけるなら、答弁してください。

○妹尾説明員 何分にも私どもだけで決められることではございません。先生の御発言、よく念頭に置いて対処したいと思っております。

○安藤委員 次に、先ほどもちよっとお尋ねしたのですが、「一時庇護のための上陸の許可」の関係についてお尋ねをいたします。

この十八条の二の一号「その者が難民条約第一条A(2)に規定する理由」これはいいのですが、「その他これに準ずる理由により、その生命、身体」云々というふうにあるのですが、こういうような「これに準ずる」というような条項がほかの外国の国内法にもうたわれている事例があるのでしょうか。

○山本説明員 そういう事例は承知いたしております。

○安藤委員 そうしますと、日本が八十一番目か何番目かということですが、日本で初めてこの条約よりも広い概念がここに入ってきているわけですね。これを入れた理由はこういうことになりませんか。

○山本説明員 まず、この一時庇護のための上陸許可という制度は、世界どこの国にも例のない規定でございます。これは一時的ではございますが、領土の庇護を認める規定でございます。こういう例はないかと思えます。

なお、ここで「準ずる理由」というものを入れましたのは、この許可の対象になります者は、そもそも難民に該当する可能性がある、難民かもしれない、そういう蓋然性をもとにしまして入れるわけでございます。したがって、この難民条約に定める理由だけにそれを限定いたしますならば、運用において非常に困難な場面に遭遇する。物事を確定的に限定できない、そういう状況のもとにおいて難民かもしれない者にこの許可を与えることとしていこうとするものでありますので、こういうことにせざるを得なかったということであります。

○安藤委員 どうもようわからぬのですが、そうしますと、「条約第一条A(2)に規定する理由」というのは、具体的にはたとえばどういうようなことを考へて、こういう「準ずる理由」というふうな条約よりも広いものをここにお入れになったのかということ、端的にお答えいただきたいと思うのです。

○山本説明員 条約に定めておりますのは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがある」ということになるわけでございますが、たとえば本人の主張によりまして、性別あるいは年齢あるいは出生、門地、そういうものでどうも迫害を受けておられるような主張をする、しかし、それはどうも余りよくわからない、よく調べてみると、それは「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見」要するに難民条約に該当する事由であるかもしれない、よく調べてみないとわからないということがあられるわけでございます。それで幅を持たせておるわけでございます。

○安藤委員 そうしますと、こういうことですか。難民だということに認定するほどのはっきりした主張あるいはそれを裏づける証拠はないけれども、どうもそれらしい、はっきりしたものはないけれどもそれらしい、どうも飛ばすわけにはまいらぬだろうな、これからよく調べてみなければというふうな人も一時庇護のために上陸を許可しよう、こういうようなことだ、こういうふうな理解していいわけですか。

○山本説明員 そういうことでございます。○安藤委員 何かぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

○山本説明員 何かがぼくが答弁しているみたいなら、十八条の二のそういうようなことは難民調査官の仕事じゃない、これは入国審査官がやるんだというふうにおっしゃったんですが、そういうことははっきりした証拠がなくてもいいんだからというふうなことで、そういうふうになるのかな。やはり難民調査官が一枚かんで、何か意見を言わなくちゃおかしいんじゃないかという気がする

て、そして一時庇護のための上陸を許可する場合もあるんだというふうにお聞きをしておいて間違いないと思いますので、あえてさらに質問はいたしません。

それから、やはり十八条の二の三項でちよつと気になるのですが、一番最後のところで「必要がある」と認めるときは、指紋を押さずせることができる。」というふうにあるのですが、この趣旨。それから、指紋というものになれていない人たちが多いいんじやないかと思うのです。そういう場合に拒否をするというようなときは、上陸の許可を認めないということになるんでしょうか。

○山本説明員 一時庇護の許可の対象となるような人の多くは、旅券、身分証明書その他本人を特定する文書を持っていないのが普通でございます。そういう場合には、本人を特定する、少なくとも一時庇護の許可を与えた以後本人を特定する手段としては、まずこの指紋しかないということであるわけでございます。

お尋ねの、本人が拒否したらどうするのかというところでございますが、これは本人の御希望によつてわが国に上陸を許可して差し上げましょうというところでございますので、わが国の定めた法律に従つていただくように、ひとつ御理解いただく以外にはないんであるかと考えております。

○安藤委員 次に六十一條の二、いわゆる難民の認定のところですが、この第一項、先ほどもちよつと質問があつたのですが、その提出した資料に基づいて難民であるかどうかを認定するんだということですが、そうしますと、これを文字どおりに読めば、私が難民であるということこそ主張して、そしてその主張を裏づける資料、証拠、これを一〇〇%本人が出さなければならぬ、いわゆる半証責任が全部一〇〇%申請者にあるのかどうか。これはあるんじゃないかという気がするのです、こうなるとなかなか至難のわざだという気がするのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○大鷹政府委員 半証責任は、その便益を得ようとする人が持つべきでございますので、認定手続

の場合にも、申請人に半証責任があるというふうを考えております。

○安藤委員 半証責任がある。そうすると、難民調査官がいろいろ面接をしたりして事情をお聞きになると思ふのですが、あなたの言っていることはどうも信用できぬという判断を調査官がしたら、これは証拠を採用するかどうかの問題で、さらに、判断事項に入るのです。この前連合審査のときに局長は、だれが認定をやらうと認定をするかどうかは同じだみたいな話があつて、わが党の野間議員がいろいろ質問しておりましたが、ここに判断事項が入ってくるんじゃないかと思うのです。そうすると、調査官の判断によつて、まだこれは五〇%、あるいは六〇%、あるいは七〇%しかあなたは信用がとれぬということになつたら、これは却下する、認定しないということになる可能性があると思うのですが、どこか不足のところを難民調査官が先ほどのようなお尋ねしたような業務の内容に対応する仕事として、問ひ合

わせをするなり何なりして、調査官の方が積極的にその足らざるところを調査することによつて補うというやうなこともできるんじゃないか。

○大鷹政府委員 難民申請した人は必ずしも常に十分自分たちの主張を証明できるとは限りません。彼らはいくつかの資料も不足でしょうし、なかなか証明はむずかしい場合もあると思ひます。その場合に直ちに、それではあなたは難民ではないというのはいやや酷ではないかと思ひます。したがつて、そういうときには、難民申請をした人の陳述の裏づけをとる措置が必要でござい

ます。これを難民調査官がやるわけでござい

つまり、難民認定を申請した人の言っていることがどうもはつきりしない、しかし、これを客観的に証明するための資料をもつと手に入れる必要があるんじゃないか。

その場合には、先ほど申し上げましたように、たとえばこの申請した人の知人だとかそれから親戚で日本に滞在している人、こういう人に来てもらつていろいろと情報を提供してもらふこともござ

まいましようし、それから国連の難民高等弁務官事務所、これはインドシナ半島の事情には非常に詳しいわけでございしますから、そういうところに問い合わせた資料を手に入れたり、さらにどうしても必要である場合には、外務省に依頼して在外公館を通じて現地のいろいろな情報を手に入れる。もちろんそのほかに、調査官は一般に利用できる新聞、雑誌その他そういうマスコミによつて伝えられている情報は常に手に入れているわけでありまして、そういうものでも足りないという場合にはいま申し上げましたやうな難民の陳述を、これは補うと申しますか裏づけると申しますか、そういう活動をするわけでございします。

○安藤委員 時間が参りましたのでこれで質問を終わりますけれども、この前、いわゆるインドシナ難民が難民条約の難民として認定されるかどうかということは非常に疑問があると思ひますし、たとえば、ポートビールが難民認定の申請をするかどうかということすらも疑問であるというお話もありました。が、いわゆるインドシナ難民の問題について何かベトナムに責任があるのかと

きいろいろなお話がありましたが、この発端はやはりベトナムに対するアメリカの侵略戦争が一番のもつたということですね。それから、中国の方から華僑を通じていろいろなそのかし行為もあつたというやうなことも言われております。その辺のところも一つ大きな原因であるという

ことを最後に申し上げて、これは御答弁していただくまでも結構ですが、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○高島委員長 林百郎君。

○林(百)委員 まず、大臣にお聞きしますが、資料で見ますと、発達した資本主義国でこの難民の地位に関する条約を締結したのは八十一番目になつてゐるわけなんです。議定書ですと七十九番目ですか。それはアジアでは最初だといひましても、フランスにしても、それからアメリカにしても、スイスにしても、ユーゴにしても、締結

しているのです。いまに至つてやういふ条約を締結するに至つた理由はどういふことなんですか。私としては、日本の国としては非常に遅きに失していると思ひますが、政治的にはどういふようにお考えですか。——いや、大臣に聞いているのです。

○奥野国務大臣 連合審査会の際に、外務当局からは、保留条項なしに批准をする、それに意味があると申し、そのためにもおくれできた、今何の保留もなしに批准できる、国内法の体制も整えたといふことを言つておられました。私自身、インドシナ難民定住受け入れを政府側に主張してきた人間でございまして、そのときの話としては、日本は同一民族なものだから、そこへ異民族が入つてきても異民族自身が困るのじゃありませんかといふお話がありましたし、あるいはアジアに大量に難民が発生した場合にどうするんですかといふやうな式の意見もあつたりしたわけでございまして、あれやこれやでおくれできたと思ひわけでございしますけれども、批准したからにはそれなりにりつぱに責任を果たしていかなければならぬ、こう考へているわけでございします。そういう意味の潔癖な国民であるといふことも言えるかもしれないと思ひます。

一応これで体制を整へることができたのではないかと、おくれたとはいひながら、それなりに責任を果たせるのではないかな、かように考へているわけでございします。

○林(百)委員 大臣、私の見解を申し上げますと、やはり徳川幕府の三百年に近い鎖国政策をとつていた、それから開放されてまだ百年ということでは、非常に鎖國的な考へ方が日本人の中にあるのではないかと一つです。

それから、あなたの言う意味で、いい意味で言へば、日本は島國に住んでおりますから純血と言へば純血ですけれども、また、マイナスの側面からいいますと、ただ日本人だけかたまつてしまつて、よその者が入つてくることは何か異分子が入つてくるやうな感じがする。たとえばわれわれ外

国に行きましても、日本人だけまわっていろいろと話し合っている、その国の人たちと溶け合っただけに胸襟を開くというようなことをしないうで、ばちばち写真ばかり撮っている、こういうこともあります。こういうようなことも影響しているのではないか。しかし、もう日本の国は飛行機で数時間でもこの国へも行けるようになっていくわけなんです。あなた、あなたの言う島国としての純粋性というの、われわれとしてはそれが閉鎖的な意味になってはいかぬと思うのです。外国にどんな門戸を開くし、また、外国の長い間試された基本的人権を守る条約等はほとんど取り入れていかなければならないと思うのです。そのことが一つです。

それから、もう一つ非常に重要だと思ひますのは、難民の条約を締結すれば、いまでもつていた朝鮮半島の人たちに対する韓国民と朝鮮民主主義人民共和国の人たちとの間の差別はいろいろの点であると思うのですが、それを正していかなければならない。それは朝鮮半島の人たちに対する日本の入管の法体系を相当程度手直ししていかなくてはならない。今度はある程度は手直ししているわけですが、そういうことがあつて難民条約の締結がおくれているという要因はありません。

○奥野国務大臣 そのためにおくれていたかどうかは別といたしまして、外務大臣に對しまして、朝鮮半島出身、台湾出身者の処遇をどうするかというのを先に決めるべきだと私自身が申ししたこととございました。今回、同時に解決できるようなことになったわけですが、それが原因であるかどうかは知りませんが、私自身そういう話をしたことがございました。

○林(百)委員 これからいろいろ聞いていきたいと思うのですけれども、日本が韓国とは外交関係を持つて、歴然として事実上存在している朝鮮民主主義人民共和国と外交関係を持たないということについては、これはあなた一人で決めるわけにはいきませんか、内閣の政策になると思ひます

が、考えてみなければいかぬと思うのです。

私も朝鮮民主主義人民共和国へ行きましたけれども、たとえば鉄道にしても、日本の植民地になつて、南の端から北の端までずっと鉄道があります。それが三十八度線へ行くと、北の方は駅の名前が書いてあるが南の方の駅の名前はブランドになつていて妙な不自然な形になつていくのです。そして治安の関係から申しまして、いまの韓国の状態とは比べものにならないほど安定していると思ひます。百貨店などへ行きますとも物資は非常に豊富です。日本の植民地のころは朝鮮の山は赤山だ、はげ山だと言われましたが、もう至れり尽くせりの植林がなされてあります。それから、農業も非常に生産性を上げておりますし、旧植民地時代の農民の家屋は全部建て直してあるわけですね。そして非常に行き届いた教育をしているわけですね。

こういうところを見ると、韓国のようにいつも政治的に不安定で、軍事クーデターが起きたり大統領が射殺されたりする国とは日本は外交関係を結び、そしてそういう国の国籍を持つ朝鮮半島の朝鮮人には特別な待遇を与えている。安定した朝鮮民主主義人民共和国の人たちに対しては入管が差別的な扱いをしている。こういうことはもう最近の世界情勢からいって手直しをすべきではないかというように思ひます。これは法務大臣一人に聞かされても、内閣で決めることで、いろいろのいきさつもあると思ひますが、ここで大臣に聞けることは、そういう事実上存在している朝鮮民主主義人民共和国を、入管の諸君に聞けば韓国国籍が全朝鮮半島の国籍になるのだ、韓国が朝鮮半島全体の支配権を持つていたのだというような、まるで事実と離れたようなことを言っておるわけですね。そういう点は手直しをしていくべきではないか。

ここに日本の国の高級官僚がいますが、この中朝鮮民主主義人民共和国へ行った人があつたら、ひとつこで行つてきた経験を話してもらいたいと思ひます。だれも行つてないのじゃない

ですか。自分が行つてないで、その国とは国交は結びませんなんて、どうして言えるのですか。行つていない人があつたら手を挙げてください。あります。——だれもないでしょう。その人たちが入管令を行政的に措置しているのですから、これは公正な入管行政が行われてないのはあたりまえだと思ひます。

そういう意味で、大臣、私は率直に言つて、入管行政というのは非常に暗いのです。じめじめして暗くて、事実上は三十万近くいる朝鮮民主主義人民共和国の人たちを、半ば公安の被疑者視して扱つています。だんだん直つてはきましたけれども、かつてなんか非常にひどい扱いをしていました。すよ。われわれが朝鮮民主主義人民共和国の人たちの在日の資格の問題とかあるのは祖国へ帰る問題あるいは祖国から人を迎える問題などで行けば、入管の官僚の人たちは私たちが敵視しているのですから、そういう入管行政はいまの時代には合わないと思ひます。

だから、その暗さ、そしてそういう差別、それが世界的に試された基本的人権を擁護する条約である難民条約をいまでもおくらしていた。これをやればそういう北と南の差別をなくさなければいけない、それがおくれた一つの原因ではないかと思ひます。そういうことについて大臣と、ここにおいでになる入管の最高責任者になる大蔵さん、私は、日本の国の入管行政の姿勢をここで根本的に直さなければならぬと思ひます。いまままでみたいにあんな暗い、朝鮮民主主義人民共和国のことを言つていけば国会議員にまで敵視する態度をとるような入管行政は、もういまの時代には合わないと思ひます。

たとえば強制送還の問題についても、後で聞きますけれども、一年以上の懲役または禁錮をうたつていて、しかも、朝鮮民主主義人民共和国の人たちにすれば、日本の法律を犯したことに対する日本の社会に対する贖罪は、懲役なり禁錮なりを勤めることによつて果たしていると言ふのです。それを、さらにそれを理由にして、生

活の根柢のある日本を追い払われて、全然言葉も通じない、親戚もあるかどうかわからない、むしろ死刑に等しいような強制退去の理由になるといふのはどういふことなんだろうというのを、朝鮮民主主義人民共和国の人たちは思つていて、すよ。

こういうことをおわかりかどうか知りませんが、けれども、そういう問題について、法務大臣は内閣の閣僚の一人として、アジアにおける日本の国の将来の国際的な関係を広げていき、安定させ、平和を維持するという意味で、朝鮮民主主義人民共和国に對する従来の考え方を考え直すべき時期が来ているように思ひます。法務大臣一人です。すよ。ああしますということは言えないことは私よくわかつていますけれども、もうそういう時期が来ているのではないかと思ひます。

それから大蔵さんには、そういういままで持つていた日本の国の入管行政の暗さ、人を見れば犯罪人と見るような目つきで見ると、いまはどうか知りませんが、入管こそいろいろな事情で日本の国へ来た人たちの基本的人権を守る観点だといふ意識を皆さんに持つていただかなければ、入管行政に對する国民や外国人の暗い感じといふものは払拭されないと思ひます。その二つの点をまずお聞きしておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 日本は韓国とは国交を持つておりますけれども、朝鮮民主主義人民共和国とは国交を持つていない、これは私は不幸なことだと思ひます。しかし、朝鮮半島におきまして、両方ともが朝鮮は一つだ、こう言つていて、日本側よりがあるように思ひます。日本側より、私は外国の方に問題があるのではないかな、こう思つております。

中国は一つだということで、当初中華民国と国交を持つておつたのを、大陸の中華人民共和国と国交の相手方を変えたりもしたわけがございました。西ドイツと東ドイツにつきましては、資本主義国と共産主義国と違ひますが、双方とも

に国交を持つてゐるわけでございます。

私、きのう東ドイツの外務大臣と話しまして、どういふ行き方がいいのかと言いましたら、それぞれがそれぞれに国際社会と国交を持つていくことがいいと思つてゐる、なぜそんな質問をするのかと言ふものでございますから、私は、アジアのこの朝鮮と中国の話をしたわけでございました。

また、韓国についていろいろ御批判がございました。いろいろな批判もできるだらうと思ひます。同様にまた、日本人から言ひますと、朝鮮民主主義人民共和国についても希望がいろいろあるうと思ひます。日本人妻の往来を自由にしてくれというこゝも一つの問題だらうと思ひますし、あるいは朝鮮大学、朝鮮民主主義人民共和国の送金によつて運営されてゐるわけでございますけれども、なぜオープンにしないのか、政府側にあの学校に入つてゐるその教育内容を自由に見せないのか、こんな感じもするわけでございまして、やはりお互いに言ひたいことを自由に言ひ合ひながら、交流を深めていくということがアジアの安定のために非常に大切じゃないかな、こう私は思ひます。

入管行政の上におきましていずれの国であるかによつてその処遇を異にしてはならない、これは林さんのおっしゃるとおりだと思ふのでございまして、これまでもそうではなかったと思ふのでございまして、これからもそういうことのないように、私としては一層努力していきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 入管が非常にじめじめして暗いとか、あるいは北朝鮮の人を敵視してゐるということとでございましてけれども、私、この入管局長に就任してからそういう批判をちょうだいしたのは初めてでございます。私どもの職員は、もちろん入管令を公正に実施する責任を持つております。その場合に、たとえば退去強制であれ上陸拒否であれ、その相手になつた人たちから見たら非常におもしろくなくてそういう感じを持つたかもしれませんが、職員は公正に法令を実行してゐるはずでございます。

それから、入管令の実施でございますが、これは規則的な面だけではなくて、行政サービスの面もございまして。これはたとえば在留期間の更新であるとか、再入国許可の発給であるとか、永住許可の手続であるとか、いろいろございまして。入管職員としましては、この行政サービスのこともあるので、十分公正に当事者に、相手の人に対すべくであるというこゝは、日ごろから私も徹底してあります。たとえばいろいろ定期的な会合を開く場合にもそのことは言つておりますし、それから研修その他そういう催しのたびごとにそういうことは徹底してありますので、御心配のことはなないと思ひます。いづれにしましても、こういう教育は、私どもとしては日ごろからいつも心がけていきたいと考えております。

○林(百)委員 法務大臣の、いろいろの事情はあるけれどもこれから交流を深めていくということについては、ぜひそういうふうに深めていただきたいと思ひます。それから、大蔵さんのそういう理想をもつて入管行政をやつていくということについては、私たちも将来これを監視していきたいと思ふのです。

たとえば難民条約を締結するというのに、政治的に一種の亡命の意味を持つてゐるような金大中氏が、白昼公然と韓国の暴力をもつて日本の主権を侵して韓国へ連れていかれる、そして本当なら海の中へ船から、飛行機から落として殺そうと思つてゐたというようなこともマスコミは伝えておりますが、いまは無期懲役で入つてゐるというわけですね。日本と国交を回復してゐる韓国の方がむしろそういう乱暴なことをして日本の主権を侵してゐる。しかし、朝鮮民主主義人民共和国でそのようなことをしたことはないわけなんですから、学校がオープンでないという意見もありますけれども、これも将来は改善していくことだと思ひます。そういう意味で、やはり朝鮮民主主義人民共和国に対する、これは日本に一番近い外国で、しかもいま日本の国とは中国ですら中国ですらというのとはあれですけども、中国が

友好関係を持つてゐるし、東ドイツも友好関係を持つてゐますし、そういうときにいまでも朝鮮民主主義人民共和国に対する従来の考え方を維持していくということは、ぜひ考え直してもらいたいと思ふわけです。

そこで、これは事務的なことになりましたから大蔵さんに聞きますが、難民条約が締結された場合に、なおそれでも朝鮮民主主義人民共和国に与えられてゐる権利と難民に与えられてゐる権利との間に違いがありませんか。

具体的に言へば私の方で言ひますけれども、たとえば外国への旅行の証明書、一方では難民の方は一年と書いてありますね。在日朝鮮人の人たちの方は一年以内です。一方は一年は大丈夫、一方は一年以内です。それから強制送還につきましても、政治的な圧迫を受けるというような国へ強制送還してはならない、こう書いてありますけれども、在日朝鮮人の人たちには、かつては、韓国籍を持って、そうすれば無事に戻してやるからというような勧誘が入管行政として行われたことを私、知つておりますけれども、この強制送還の問題にしましても、そういうようなむしろ難民の方が、従来日本にいて、そして日本人の中に溶け込んでおる朝鮮民主主義人民共和国の人たちよりも有利な条件、あるいは朝鮮民主主義人民共和国の人たちから言へばむしろ不利な条件、そういう行政措置はありませんか。

○大蔵政府委員 私どもとしては、難民が与えられる待遇と、それから長期に留してゐる外国人、朝鮮半島出身者の方との間に大きなギャップはないと考えております。例を挙げて御説明したいと思います。

まず、在留期間でございましてけれども、難民と認定された場合には原則として一年間の在留期間を付した一六三という資格が与えられます。他方、日韓協定の地位に基づいて永住権を持たれた方はもちろん永住でございまして、それから法一六二一六該当者も事実上の永住、あるいは今度特例永住によつて永住の道が開かれてゐる

というわけでございまして。難民につきましては、永住許可要件は独立生活能力が落とされてゐるだけで、在留期間に關しましては難民の方が待遇がすぐれてゐるということは言えないだらうと思ひます。

それから、強制退去でございましてけれども、難民につきましては一年を超える刑を受けた場合には退去強制になりますし、一般外国人と同じでございます。協定永住者の場合には、特別法で七年を超える刑以上の場合に限つて退去強制になりますし、それから法一六二一六該当者の場合には、一年を超える刑ということになっております。しかし、難民の場合には、今度の改正法案によりまして、法務大臣の特別在留許可の特例事項の対象になります。それから、協定永住者の場合もそういう配慮を加へられておりますし、それから御承知のとおり、法一六二一六該当者についても同様でございまして。

再入国の手続につきましては、先ほど先生、難民の場合には一年であるけれども、朝鮮半島出身者の場合には一年以内とおつしやいましたけれども、在留期間が一年ある場合には一年を与えております。のみならず、再入国許可について申し上げますと、難民の場合にはこの延長は六カ月だけに限られておりますけれども、今度法改正によりまして、長期に留外国人につきましては一年に加えてもう一年、合せて二年ということになりまして、その意味では難民よりも有利になつてゐるわけでございまして。

○林(百)委員 難民の方は旅券を持つてゐる難民があるわけですね。これは後でいろいろ聞きますけれども、それはいづれの国へ行つても旅行の許可を得て、それからもし再入国の期間延長の許可を得ようと思へば、その国の外交関係のところへ行つて再入国の手続ができますが、在日朝鮮人の皆さんは、日本と外交関係がありませんから、旅券は給付されてません。これは御承知のとおり在日朝鮮人の証明書ですか、証明書を持つてゐるわけですね。たとえば外国へ行つて親が危篤だ、

一年ともう一カ月いなければ親の死に目を見送ることができないという場合に、いままでは北京へ行くかハバロフスクの日本の領事館へ行ってその手続をしましたね。ところが、難民の方は旅券を持っていない。外交関係がありますから、そこで日本の外交官の延長の証明が取れるわけですね。

そこでお聞きしますが、これも行政措置として改善していくつもりだということでは、か答弁されておられると思いますが、再入国の期間の延長の手続については、わざわざ北京やハバロフスクへ行かなくても、日本で代理人によつて日本の入管へ申請して延長することができ、そういう行政措置を考えているというような答弁があったと言う人もあるのです。私は聞いておりませんので、そのことはどうなっていますか。

○山本説明員 再入国の期間の延長を許可する権限を有しておりますのは法務大臣でございますので、日本の入管当局に直接期間延長の申請をしていただいて悪いということはないわけでございます。ただ、期間延長はやむを得ない事由がある場合に許可することになっておりますので、そのやむを得ない事由を遠い国からどうして説明するかというその説明上の問題があらうかと思われま

す。やはり一番いいのは、最寄りの在外公館でその手続をとっていただくことであらうと考えております。

○林(三)委員 そうですか。そうすると、依然としてたとえば北京とかあるいはハバロフスクとか、そういうところへ行くのが一番確実で可能性のある道だ。そうすると、説明の方法はあなたのおっしゃるようなところにあると思いますけれども、説明の方法が立てば日本で申請してもいいわけなんです。申請して許可がおりますか。

○山本説明員 最初に申し上げましたとおり、日本に直接していただいて一向差し支えないわけでございます。

スプレッドパーソンあるいはランドピープル、いろいろありますね。まだ条約が発効しませんが、どういふことになるかわかりませんけれども、しかし、これは考えてみますと、たとえばベトナムの場合、いまは南北ベトナムは統一されまして、そして一つのベトナム社会主義共和国ができて治安も維持されている。それにもかかわらず、この条約に言う政治的な不安定とか迫害を受けるおそれがあるというようなことを、いわゆるインドシナ難民と称するのは言っているのではありませんか。それから、カンボジアを見ても、マスコミでも書いておられますけれども、ボル・ポト政権が六百万の国民のうち三百万をいろいろな意味で虐殺した、それで軍事的に追われて後にヘン・サムリン政権ができて、憲法を制定し、総選挙を行い、議会ができています。そういうときに、まだこの「政治的意見の理由に迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖を有する」ということに該当してくるのでしょうか。認定権の問題は同僚議員からもいろいろ論議されましたけれども、これはどうもおかしいと思うのです。要するに南ベトナムは、たとえばグエン・バン・チュウだとかズオン・バン・ミンだとか、あるいはその前にはバオ・ダイ皇帝等がアメリカのかいらい政権として存在していた。ところが、アメリカのそういう南ベトナムへの侵略が北ベトナムやベトナム人民の民族自決の権利によつて追放された。そういう主権を侵している者が追放されたのには、そして祖国が完全な主権を回復したというのに、そういうところから難民が来るというのは、アメリカがかいらいの政権をつくっているときに特別な利益を得た人だとか、あるいは高級役人で何か賄賂でももらつてそれが追及されるとか、そんなような人たちではないのでしょうか。これはまだ調査官による調査もしていないわけですからわからないわけなんですけれども、どうもわれわれにはわからないのです。何でそんなに三十三万も何十万も来るのか。それで、アメリカやフランスや旧帝国主義的な支配をした国へみんな

行っているわけですね。そういう人たちがこの難民条約で言う「難民」のAの(2)に該当する者と考えられるのですかね、どういふものなのでしょうか。

○渡辺(幸)政府委員 お答え申し上げます。いわゆるインドシナ難民、インドシナ三国から流出した難民の数については、国連難民高等弁務官事務所、いわゆるUNHCRというところでございますけれども、そこで確認されたもので百五十万ということが言われておまして、その内訳はベトナム難民が八十万、ラオス難民が二十六万、カンボジア難民が三十八万ということになっております。これらの難民のうち、約九十万が米国等に帰還し、現在でもタイ、ASEAN諸国に約二十九万滞在しておるといふことでございます。

先生お尋ねの、これらインドシナ難民がいかなる事情で累増したか、発生したかということ、それからこれらの難民は難民条約上の「難民」の定義に合致するかどうかという点でございます。

インドシナ難民の発生については、御案内のとおり、一九七五年インドシナ紛争終結に伴いまして、ベトナムを初めとしてかなり急激な社会主義化政策がとられたということで、客観的に申しましてかなりの社会的あつれきが生じている、それが大量の難民の発生の一つの理由であらうということが言われております。

先生御指摘の点に、一九七五年ベトナム戦争が終つたときにアメリカとの関係で難民が発生したのではないかとこの御指摘がございました。確かに十五万ないし二十万ぐらいの難民が発生したわけでございますけれども、最近のピークは一九七九年、五十四年でございまして、このときに三十万近い難民が出たわけでございます。これとアメリカとの関係を直接関連づけることはややむづかしいのではないかとわれわれは考えておまして、むしろインドシナにおける情勢、社会主義化の展開あるいはベトナムのカンボジア侵攻その他要因があらうかと思っております。

「民」の定義に合致するかどうかでございますけれども、この点は法務省から累次御答弁がござりますように、具体的な申請を待つて検討せざるを得ないというところでございますが、他方、百万に近い難民が命を賭して国を出ているというのを踏まえて考えれば、その大部分が難民条約上の「難民」に認定できないということも言えないのではないかと、かように考えております。

○林(三)委員 命を賭して逃れる人があるかもしれないが、命を賭して祖国の再建のために、社会主義のために努力している人々もあるわけですから、社会主義化がおもしろくないからといって逃げてくる、そしてその社会主義国が、社会主義の方向を目指していきまうけれども、そうでない者に対しては迫害するといふようなことを別に言っていないわけ、あなた、三十万のアリメカへ行つた人たちの意見を聞いてそうおっしゃるのですか。それが難民条約のAに該当するということを確認されたのですか。そうでないわけでしょう。あなた、聞きもしない人のことを政治的な判断だけここで聞いたつて、政治論になつてしょうがないのです。

そこで、現実にポートピープルあるいはディスプレッドパーソン、こういう人々で一時庇護だとかそういうことでお調べになつたのだとか、どういふ点で何が恐怖だと言うのですか。私たち、難民条約はいいと思うのです。国際的なこういう人権を守る条約を批准することはいいのですけれども、しかし何でもかんでも——この条約にはちゃんと規定がありますから、入管としては、難民と称してくる人が、そういう規定に合致するかどうか、概念に合致するかどうかは調査官が調査したりいろいろ判断しなければならぬし、最後の判断は奥野さんに行くというようにさつきからなっているわけですか。そういう場合に、何が恐怖だと言うのですか。お調べになつた方の理由を知らしていただきたいと思うのです。調査室の資料を見ますと、上陸者数が四千四百六十四で、いま残っているのが千三百四十、この数字の差はどう

いうもので出てきたのか、この人たちに当たって
みたのか、当たったら、何が難民条約に該当する
ということを表明しているのか、説明願いたいで
すね。

○渡辺(幸)政府委員 先生御指摘の数字でござい
ますけれども、先生のお手元にある数字と私のほ
ちよつと違ふかもしれませんけれども、四月三十
日現在で日本に一時上陸をしたインドシナ難民の
数が四千五百九十三名、大体その数字に相当する
ものだと思います。他方、現在、一時上陸者で、
滞在している者が千三百三十九名、その差約三千
二百名は第三国に永住のために去つていった者で
ございます。ですから、現在一時上陸をしている
インドシナ難民は千三百三十九名ということでご
ざいます。他方、日本にいゝゆるる定住をしてい
るインドシナ難民は現在のところ千四百十四名で
ございまして、この中には元留学生あるいは留學生
七百四十名も含まれておるといふこととございま
す。

一時上陸者あるいは定住難民について、網羅的
に難民となつたというか国を離れた理由について
調査したものはございせんけれども、断片的に
聞いてみると、たとえばベトナムの場合、新経済
区にサイゴンから派遣された、その生活がきわ
めて厳しいといふことで耐えられなくて、ここで、
社会主義のもとでは生きていく道はないといふこ
とでポートビールになつて南シナ海に出た、そ
こで日本の船に助けられて日本に來たといふよう
なケースもございまして。すべて包括的に難民とな
つた理由、国を離れた理由を分析はしておりませ
んけれども、いずれもかなり苦しい、ベトナムで
は生きていけないといふような理由を述べている
と承知しております。

○林(三)委員 時間がもうありませんので、これ
で最後にいたします。

大鷹さんにお聞きしますが、これは条約が締結
されて、調査官で調査しなければいけませんか
ら、こゝであなたの意見がどうだったと聞くのも
非常に無理もあると思ひますけれども、要するに

レフュジー、國際的に考へて難民の概念に該当す
る人のほかのポートビールだとか、いわゆるデ
イスブレスドパーソンズですか、これは流民とも
言ひますが、こういう人々を全部ひくるめ
てこの条約の難民だといふことじやないわけでは
ない。調査をして、この条約に該当するかどうか
をお調べになるわけなんでしょうね。私はこの条
約に賛成です、世界の人たちの基本的人権を守
らなければいけないと思ひますけれども、だから
といつて、この条約で規定されておることを離れ
て、何でもいゝから日本へ來た者はみんな入つて
くださいといふわけにもいゝかないと思ひます
ね。その点はどうかなんですか。それを聞いて
私の質問を終わります。

○大鷹政府委員 いゝゆるるポートビールは、即
難民であるとは考へておりません。ポートビール
の方が難民と認められるためには、難民認定手
続で申請をしなければなりません。そうなります
と、さつき先生おしやいましたように社会主義
体制がいゝやだといふことだけで出てきた人、ある
いはもう少しいゝ経済生活をしたといふので出
てきた人、こういう者は難民とは認定されな
いことになりまして。しかし、これは一般論でござい
まして、個々に申請が出た場合に、その個人の事情
をよく調べてみないとわかりません。したがつて、
それ以外にまた別の事実も出てくるかもしれませ
ん。その場合には難民と認定されるでございま
し、もういゝ、そうでない場合には難民に認定され
ないといふこととございまして、やはり調査をし
てみないと何ともいゝないといふことだらうと思ひ
ます。

それから、デイスブレスドパーソンといふの
は非常に広い概念でございまして、UNHCRな
んかは、いまのポートビールはデイスブレス
ドパーソンといふ言葉で包摂しているようでご
ざいます。しかし、このデイスブレスドパーソン
を日本語で流民とやつた場合には、日本語の最近
マスコミで使われている流民とはまた別の意味が
ございまして、ずっと狭いものでございまして。こ

れは第三国のパスポートを持って出国して、その
パスポートに日本の観光ビザをもらつて日本に入
国して、そして滞在期間を過ぎてつとこにこに
いる人々、不法残留者でございまして。これは、難
民条約第一条の「難民」の定義によりまして、
すでにほかの国の保護を受けているわけでござい
ますから、難民とは見なされないわけでございま
したので。

○林(三)委員 結構でございまして、時間が参りま
したので。

○高島委員長 横山利秋君。
○横山委員 いろいろな角度で同僚委員の質疑が
行われました。聞いておりますと、角度の違つた
立場で聞く場合には多少政府委員の答弁にもぶれ
があると思はれるわけでありまして。そういう意味
合ひで整理をしてお伺ひをいたしますから、その
つもりでいままでの答弁を集約した形で、統一的
な意味でお答えを願ひたいと思ひます。

その前にちよつと申し上げておきたいと思ひま
す。私ども社会党は、四十四年の六月、六十一回
国会に政治亡命者保護法案を提出いたしました。自
來、七十七国会、八十国会、八十九国会、九十三
国会とずっと継続案件になつてきておるわけであ
ります。いまから十二年前に政治亡命者保護法案
を提出した一人として、この提案と今回の政府案
とを比較してみますと、こゝの点の違ひがあるよ
うに思ふのですが、いかがでございましてか。

その一つは、私どもの案は、難民から訴えがあ
り許可があればすぐに在留を認めるといふ立場を
とり、政府は必ずしもそうではない。それから難
民の定義が、私どもの場合は法文上は緩やかであるが、
比較論として政府側は必ずしも緩やかではない。
社会党案は難民についての在留資格を特定してお
るが、政府は特定していない。おおむねさうい
ふうに見てよろしいのですか。

○大鷹政府委員 ほゞ先生がたゞいまおつしやつ
たとおりでございまして。

○横山委員 その意味では、私ども違ひはござい
ますけれども、おおむね私どもの主張が認められ

たものと解するわけでありまして。

第一にお伺ひしたいのは、一時庇護につ
いては、十八条の二によつて入国審査官が判断する
条件が具体的に書いてあります。やや抽象的なお
それはありませんが、具体的にあります。さて、法
務大臣が難民を認定いたします場合には、その条
件が法律上特定してありますから、これは十八条
の二の条件に該当すればといふ意味でありませ
んか。なぜ法務大臣の認定基準がないのでありま
すか。

○山本説明員 一時庇護のための上陸の許可は、
難民であることのゆゑに許可するものではござい
ません。ポートビールを思ひ浮かべていただくと
一番いい例であります。難民かもしれないとい
ふことで許可しようといふものであります。

○横山委員 それならば、第六十一条の二で法務
大臣が認定いたします基準は、これとは違ふので
すか。なぜ特定して具体的に六十一条の二に書い
てないのではありませんか。

○大鷹政府委員 先生は難民認定手続のことをお
つしやつておるのだと思ひますが、難民に認定す
る場合の基準はただ一つでございまして、それは
難民条約の「難民」の定義でございまして。

○横山委員 「難民」の定義と十八条の二とど
こが違ふかといふ点について私も考へてみたわけ
であります。難民条約の一条のAの(2)は「迫害を
受けるおそれがあるといふ十分に理由のある恐怖」
十八条の二は「生命、身体又は身体の自由を
害されるおそれ」、この違ひがある。しかも十八条
の二は、難民条約の一条のAの(2)を受けて両方に
またがつておる。あなたの答弁によりまして、法
務大臣の裁断は、難民条約の一条Aの(2)だけに限
定されるわけでありませうか。

○大鷹政府委員 難民であるかどうかといふ認定
は、難民条約の第一条に書いてございまして。積極
規定、消極規定とございましてけれども、それに合
わせて、もしそれに合致すれば難民と認定される
わけでありまして。他方、十八条の二の一時庇護の
場合には、これよりもやや広くてございまして。

と申しますのは、いわゆるボートピープルにつきましては可能性、幅を少し広げておいた方がいい。入国審査官が、難民等であるかもしれない、難民である可能性がある人の上陸を許可するわけでございしますが、その場合に間口を少し広くしておいた方が実務的であるということ、現在のような案文になっておるわけでございます。

○横山委員 条約のAの(2)と十八条の二で、あなたのおっしゃる様に十八条の二の方が間口が広いという論理は、十八条の二の「その他これに準ずる理由により」ということに係つておるわけであります。

○大蔵政府委員 「これに準ずる理由」ということが加えられておるだけ広いわけでございます。

○横山委員 わかりました。

そこで、今度は現実問題になるのでありますが、難民条約のAの(2)「迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖、それによつて法務大臣が認定するわけであります。先日来当委員会で議論をしてまいりましたのは、一体的にはどうなのか。いまも同僚委員に対して答弁をされたわけでありますが、「おそれがある」という十分に理由のある恐怖」というのは、たとえば拘禁されるおそれ、軟禁されるおそれ、監視されるおそれ、行動制限されるおそれ、執筆制限されるおそれ、経済的活動を束縛されるおそれ、生活がやつていけないおそれ、こういういろいろな問題がある。先ほどの答弁では、ただボートピープルだからといって難民とは定義しなれないと言いが、そのときそのときの事情を精査しなければならぬとおっしゃる。けれども、一般常識的に見れば、わざわざ長い間船に揺られて命からがら来たものを、おまえさんはただ社会主義がいやだから、アメリカに行けばもつと楽だから、アメリカに知り合いがあるから、あるいは日本に來たいからということだけではいかぬとも言わぬばかりの話があつたわけですね。

そこで私がお伺いしたいのは、一時庇護は緩やかであるけれども、法務大臣の裁量は難民条約一

条Aの(2)に限定される。その限定が「迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖」にさらされておるということ、現実問題として狭義に解釈をいたしますと、これはきわめて狭い範囲内になる。広義に解釈するにすればちよつと作文が、難民条約一条Aの(2)では現実には適用しない、そういう矛盾を感じるのですが、どう思ひますか。

○大蔵政府委員 ボートピープルの場合には、先ほど申し上げたのですけれども、たとえば、ただ社会主義体制がいやだとか経済的な利益ということと出てきたというのであれば、一般論として言へば、これは難民には分類されないということになるわけであります。しかし、個々の人にはそれぞれいろいろな事情がございますから、したがつて、もし難民の認定を申請した場合に、そういう人たちの事情を詳しく調べて初めて結論が出るわけでございします。その場合に難民と認定される人もありましようし、そうでない方もあらうということを申し上げたわけでございします。

それでは、難民と認定されなかつた方はどうなるかと申しますと、難民の認定と在留の可否とは直接の関連がございしません。したがつて、ボートピープルで難民認定を申請されたけれども認定されなかつたという方につきましては、人道的な見地から引き続き在留を認める考えでございします。

○横山委員 これはきわめて政治的な問題でありますから、その判断をされる法務大臣の意見を伺つておきたいと思つております。

私が先ほど申しました拘禁、軟禁、監視、行動制限、執筆制限、経済的活動の自由束縛、生活の恐怖等々の問題について、いまの局長の話は難民である者と特在を認める者に分ける、こうおっしゃるので、その議論の具体化についてはいまだ論評を避けますけれども、この難民条約Aの(2)を狭義に解釈するか広義に解釈するか、どちらを選ばれますか。

○奥野国務大臣 この間連合審査会の席上で園田外務大臣が、難民を発生させる出口をふさぐべき

である、当該国がそういう責任を持つべきである、こういう話をしておられました。それと関連して入管局長は慎重な答弁を申し上げているのだと私は思ひます。いずれにいたしましても、命を的に国外に逃れ出るといふことは、私はよほどのことがあつてのことだ、こう考えるわけでございまして、狭義とか広義とかというよりも、基本的人権を尊重していく人道的な配慮というものがこういう難民対策については基本にならなければならぬのじやないかな、私はこう思つておるわけでございします。

○横山委員 私ども、連合審査にいたしましても当委員会におきましても、ほとんどの委員の質問の骨子になりますのは、私の言ひ方によれば、要するに広義にひとつ取り扱つてもらいたいということであるを十分お含みおきを願ひたい。

次は「追放及び送還の禁止」の問題であります。条約の三十三条「生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない」ということと、法案の五十三条の三「法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害する」と認める場合を除き、前二項の国には難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国を含まないものとする」との関係ですね。この二つの関係はどう考えたらよろしいのでありますか。

○大蔵政府委員 この二つは基本的に一致するわけでございします。ただし、私どもの入管令の中では、このノンフルマンの原則を難民には限定しておりません。そこが違つてございします。

○横山委員 五十三条は、私はよくわかりませんが、日本国の利益または公安を著しく害すると認めた場合には、この三十三条一項に規定する領域の属する国へ出せと、こういう意味に逆に解されるわけですか。

○大蔵政府委員 難民条約におきましても、国の安全または公の秩序を理由とする場合を除きまして、ノンフルマンの原則をとつておるわけでございします。わが国の場合にも、国の利益、公安を

害する場合を除いてはノンフルマンをやる、つまり両方は一致しているわけでございします。それぞれ例外的事由は掲げられておりますけれども、そういう場合を除いては迫害のおそれのある地域には送還しないということを定めているわけでございします。

○横山委員 五十三条の「前二項の国には」の「前二項」というのは五十三条の一項、二項ですね。

「前二項の国には難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国を含まない」ということはどういふことなんでしょうか。要するに、三十三条によつてそういうところへ送還してはいけないと言つておるわけでしよう。いけないと言つておることを除外しているわけですか。そうではないのですか。

○山本説明員 御説明申し上げます。

この五十三条三項の規定は大変むずかしい書き方になっております。これはもう少し読んですぐわかるような規定にしたいと思つたわけでございします。それで一項、二項は、これは送還先について規定しておるわけでございします。原則的には一項の国籍国、そこに送還することができない場合には二項のものと居住国とかさういふところへ送還するということになるわけでございします。第三項におきまして、その一項、二項で定めた送還先に迫害を受けるおそれのある国は含まないと書くことによりまして、迫害を受ける領域に属する国は、この一項、二項の送還国から除かれることになりま。

○横山委員 わかりました。ちよつと書き方が、さつと出てこないですね、解釈が。

その次は現実的な問題であります。結論として申し上げますと、難民の中の政治的な難民という立場で聞かなくてはならぬけれども、東であるうと西であるうと南であるうと北であるうと、日本国と友好国であるうと非友好国であるうと、政治難民については扱いを一切区別しない、こういうふうな端的にお伺いした方がよさそうですが、いかがで

すか。

○大蔵政府委員 難民の認定に際しましては、その人が北から来ようと南から来ようと、東であろうと西であろうと、それによって差異が出るものではございません。

○横山委員 そういうことは本当にわかりやすい話ですが、さて現実問題になりますと、法務大臣にお伺いしたいのですが、かなり政治的な配慮がそこに働くおそれがあると思うのです。具体例を出して大臣に聞くのはむずかしいと思いますが、一遍やはりその意味で聞いてもらいたい。

たとえばイタリアの政治的な過激派、それが政治難民として来たかどうか、北アイルランドの活動家が日本に難民として来たかどうか、台湾政府に反対する独立運動の人が日本へ政治難民として来たかどうか、あるいはカンボジアのポル・ポト政権の難民についても二様があると思うのですけれども、それもそういうようなことは考慮しない、本当にこういうふうな解釈をしていいのでしょうか。これはもうそういう人たちが日本に政治難民として来たときに必ず論争の焦点になる。政治難民は政治難民だ、ここではっきり割り切つて、そのときに、いや日本との友好関係にある国だから、イギリス政府の立場も考えなければいかぬ、イタリア政府の立場も考えなければいかぬというところをおしやらぬでしょうね。どうですか。

○大蔵政府委員 先ほど申し上げましたとおり、いまの先生挙げられました方が果たして難民であるかどうかということにつきましては、私どもはあくまでも難民条約の第一条の定義に当てはまるかどうかということを確認するだけでございますので、出身国がどこであろうと何の関係もないわけでございます。具体的にいろいろ先生お挙げになりました事例につきまして、私どもはまだ情報と申しますか知識が非常に不足でございますので、いまここで一般論として申し上げることはできませんけれども、やはりそういう人たちの個々の事情というものをよく調べた上で、先ほど申し上げたような確認をするということでございます。

す。

○横山委員 大臣、お答えありますか。

○奥野國務大臣 お気持ちはよくわかるわけでございます。そういう気持ちで当たつていかなければならないと思います。ただ、個々具体のケースになりますと、いろいろな事例があるのじゃないだろうか、こう思うわけでございます。たとえば平和に対する犯罪を犯してきているということになりますと、難民からは除外されるということになるわけでございますので、個々の具体のケースに当たりましては、いま横山さんおっしゃつたような気持ちで対応していくべきだ、こう思っております。

○横山委員 その次は、先ほど稲葉委員から言われておつたことなんでしょうが、不服審査の問題であります。

先ほどずいぶん詰められたのですから多くは申しませんけれども、私が国税審判法案を国会へ議員提案をいたしたいきさつから、不服審査のあり方については、同じ穴のムジナが自分のやつたこととがいか悪いか審査するなんというところは、理論上どうしてもおかしいのであります。税務署長のやつたことなら局長が判断してもよろしい、局長が判断したことなら大蔵大臣が判断してもよろしい。しかし、法務大臣が判断したことを法務大臣が、自分のやつたことを間違つておつたかどうか再審査するということは、客観性が無いわけでありまして、先ほど御答弁はいろいろありましたが、でも、まあ今回は別としても、これは将来にわたつて再検討をする必要があるのではないかと思うのです。

そういう前提のもとに二つばかりお伺いしたいのであります。先ほどの答弁によりまして、まだ不服審査の手続が十分準備されていないようでありまして、この不服審査の手続が簡素かつ迅速、申し立て者の便宜を十分に計らうような手続規定ができることを希望をいたします。

それから、もちろん前置主義はとらないことだと思ひますが、不服審査をするか法廷に訴えるか、

どちらかも選択だと思ひますが、申し立て中あるいは訴訟係属中は送還をしないものと考えてよろしいか。

○山本説明員 前置主義はとっておりません。したがひまして、異議の申し立てをしなくとも訴訟に訴えることができるし、異議の申し立て後さらに訴訟に訴えるということも可能であります。

それから、そういう異議の申し立てをしている時期に、退去強制を執行することがあるかという点につきましては、これは難民認定の手続と退去強制との関係になるわけでございしますが、五十条を改正いたしまして難民認定を受けたということ

を在留特別許可の特例の事由に掲げておる趣旨から申しまして、手続中に退去強制を執行するということはきわめて希有のことであるというふう

に御理解いただけるかと思ひます。きわめて希有と申しましたのは、もう明々白々というような場合は保証できないわけでございますが、そういうこととて御理解いただきたいと思ひます。

○横山委員 その次の問題は、難民が日本に来るにつれて、この改正案は国内法に違反をしておつてもそれを追及しないという原則のようでありまして、その国内法に違反をしておつてもということ

は、単に出入国法に違反をしておつてもということなのか、それとも、入国するために港でトラブルがあつた、あるいは公務執行妨害をした、あるいはその間に多少びくびくしておるものだから傷害を与えたとか、そういう入国に当たつて、あるいは入国以後難民として認められるまで、あるいは在留を認められるまでに至るやむを得ざる国内法違反というふうな一般的に考えてよろしいか。

第二番目の問題は国外法です。ね、外国法に違反をして入国をする場合がきわめて多いと言つた方がいと思ひます。たとえば外国で緊急の場合に、アイルランドで独立闘争をやつておつた、台湾で

独立運動をやつておつた、そして傷害を与えた、殺人をした、あるいはその国の出国法違反をした、あるいは反逆罪に問われておるというような場合

が、政治難民につきまとう問題であります。その国外における犯罪、違法性についてはどういふふうにお考えになりますか。

○山本説明員 お答えいたします。

まず、刑事免責の対象となります行為は、不法入国、不法上陸、不法残留ということになります。それはなぜかと申しますと、条約三十一條も「不法に入国し又は不法にいることを理由として刑罰を科してはならない」ということになつております。これを国内法に照らしますと、それは不法入国、不法上陸、不法残留ということになるかと思ひます。

なお、外国で犯した犯罪に対してはいかなるかという点でございますが、それはわが国で処罰することができるといふ犯罪であるかないかということに係つておるわけでございまして、仮にわが国で処罰することのできる犯罪であればそれは処罰される、要するに刑事免責の対象にならないということになります。

○横山委員 前段のお答えは「不法に入国し又は不法にいることを理由として刑罰を科してはならない」。私の言つてゐるのは、たとえば入つてくるときにほかの問題で国内法に違反をしておるというところが、難民として認定する際、特別在留として認可する際に障害になることはないかと、こういう意味であります。

○山本説明員 それは障害になることがありません。たとえば条約第一条Fの(b)でございますが、それに該当する場合には、すなわち、入国前に国外で重大な犯罪を犯していた場合には、そもそもその人は難民でないわけでございまして、また、国内で何かの犯罪を犯して懲役一年以上の刑に処せられたというような場合には、退去強制事由に該当するわけでございまして、退去ということになることもあつてございまして。

○横山委員 ともあれ、難民が日本に入国するまでには、ここでわれわれが想像をするにもいろいろな紆余曲折がある。そして、その場合における迫害をする国、政府等からさまざまな違法行為で

あるとして指摘をされておる、それに抵抗して闘った人もおる。だから、普通のように気持ちよく旅券をもらつて日本へやつてきて、堂々入国して、さあ難民でございませうというようなことがまず少ないと見なければならぬ。したがつて、私が先ほど申し上げたように広義に解釈して、いまあなたのお話のように外国で何やつたか知らぬけれども、日本国内でそれを処罰することはできませんからそれは知りませんよ、国内において出入国の法律には違反してもそれは免除する、しかし、おまえさん、港で人をおどかしたじゃないかと、公務執行妨害やつたじゃないかと、こんなことじゃ難民として認めぬ、特在も認めぬということでは、仏つくつて魂入れずということである。したがつて、この点についても善意ある措置をされることを希望をいたします。

その次には、難民の政治活動であります。要約いたしますと、マクレーン判決が最高裁でありました。著名な判決でありますから多くの人が知つておるところであります。要するに、わが国の政治的意見決定またはその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみ、これを認めることが相当でないと思はれるものを除き、外国人の政治活動を認める、こういう内容であることは御存じのとおりであります。わが国の政治的意見決定またはその実施に影響を及ぼす活動、これは一体どこまで含まれるかという問題でございませう。要するに、外国人が日本へ来た、たとえば金大中さんがホテルでいろいろと韓国の民主化について相談をしていろいろ議論をした、そういうことが友好国であるわが国のいまの政治的意見決定またはその実施に影響を及ぼすと思はれるのですけれども、そういう人たちが日本で行うであろう諸問題をどう考えたらいいのでありませうか。たとえばデモに加わる、ピラをまく、あるいは大衆集会をする、あるいは外国人同志を集めていろいろな検討をするということが、一体どの程度までわが国の政治的意見決定またはその実施に影響を及ぼす活動であるかという点はどうお考えでありますか。

○大鷹政府委員 どういう場合が日本の政治的意見決定あるいはその実施に影響を及ぼす活動であるかというところは、やはりケース・バイ・ケースに当たつてみないとわからないと思ひます。ただ、平穩なデモに参加したとか、そういうものはこういうものに当たらないということは言えようかと思ひます。

○横山委員 大臣にお伺いしたいと思います。先ほどから同僚委員の質問にもあなたのお答えになつておるようですが、あの中に、わが国の国民と言へども単一民族ではないという論理がありました。なるほどそうかと私も思うのですけれども、いまの日本の現状は、国際的な日本として、外国人の政治的意見の発表を聞くこと、あるいは日本人と意見の交換をすること、あるいはまた国際交流をすること等は日本及び日本国民にとつても有益である。外国人もまたわが国の政治、文化、経済、社会の中に数十万の人がいま生きておる。だから、日本人のことだ、おまえら余分なことを言つてもらわぬでもいいというような偏狭な気持ちでは私はいけなかつたと思う。それを取り除くか否かは別でありますけれども、国際社会における日本が、難民が来た、おまえは日本に厄介になつてゐるんだから日本の悪口を言うな、あるいはおまえのところの国のことは知らぬ、そんなこと勝手に言ひふらしてもらつては困るというような、偏狭な態度はいかかと思ひます。

ですから、私は、少なくとも今日の日本の経済社会において、難民が来たなら、何を言ひたいか、そして意見交換をする、意見の合わないところはしようがない、新聞記者会見をする、ピラをまく、大衆集会で話を聞く、そういうことは、私は逆説的に言うならば日本のためになる、国際的感覚を養う上において日本のためになる、それを、マクレーン判決を狭義に解釈をして、わが国の政治的意見決定またはその実施に影響を及ぼす行為といふふうにして決めてかかるのはいかかと思ひます。

りますが、どうですか。

○奥野国務大臣 国際社会にはいろいろな意見を持った活動があるわけでございまして、やはり日本もいろいろな意見、いろいろな活動、それを理解しながら日本の進むべき道を決めていくべきだと思いますので、私は、横山さんの意見、賛成です。マクレーン判決に沿つて政治活動を考えるべきだし、また、国の利益及び公安を害する場合に強制退去命令を出せることに法律上なつておりますけれども、この十数年、そういう意味で退去命令を出した者はないようでございます。

○横山委員 マクレーン判決については、その適用については、外国人の日本における政治活動についておろかな気持ちで見てもらいたい。希望しておきます。

最後に、ちよつと事務的に伺ひますが、朝鮮民主主義人民共和国へ旅行する日本人、たとえば商社、それは数次旅券を出してありますか。

○大鷹政府委員 数次旅券制度は今度の改正法案に盛り込まれておりますので、まだ数次旅券発給した実例はございません。これからは数次再入国許可——数次旅券でございませうか、数次再入国許可でございませうか。

○横山委員 日本人です。

○大鷹政府委員 それは、いまのところ数次旅券を発給したケースはないようでございます。

○横山委員 そのために愚痴、苦情があるのですけれども、数次旅券発行してないために、日本人商社の人が共和国に行くについて、一般論からいうと一カ月くらい必要である。なぜ共和国だけ数次旅券を出さないのか。台湾にはほとんど出してゐるじゃないか。この法律改正を機会に、日本人商社に対して、商社ばかりじゃありませんが、日本人に対して共和国にも数次旅券を出せという希望があるのですが、いかがですか。

○大鷹政府委員 ただいまの御意見、よく参考にさせていただきますと思ひます。

○横山委員 参考にするということは、後ろ向きか、前向きか、横向きか、どうもようわからぬの

だが、どういうことだ。斜めか。

○大鷹政府委員 実はこの旅券の発給は、法務省じゃなくて外務省の所管事項でございませう。そこで私どもも御相談にあずかりますけれども、ただいま先生からいろいろな不便なケースについてお話がございましたので、これについてよく検討させていただきますと思ひます。

○横山委員 終わります。

○高島委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○高島委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高島委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高島委員長 次回は、来る六月三日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

法務委員會議録第十三号中正誤

一ページ二段、請願付託欄中「スパイ防止法制定促進に関する請願」は「スパイ防止法の制定に関する請願」の誤り。

同 第十四号中正誤

一ページ二段、請願付託欄中「スパイ防止法制定促進に関する請願」は「スパイ防止法の制定に関する請願」の誤り。

昭和五十六年六月十日印刷

昭和五十六年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W